

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月  
三育学院大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	31
基準 4. 教員・職員	40
基準 5. 経営・管理と財務	50
基準 6. 内部質保証	57
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	61
基準 A. 全人的教育	61
V. 特記事項	69
VI. 法令等の遵守状況一覧	70
VII. エビデンス集一覧	82
エビデンス集（データ編）一覧	82
エビデンス集（資料編）一覧	82

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

三育学院は、明治 31(1898)年にセブンスデー・アドベンチスト教団（プロテスタント系キリスト教 以下 SDA とする）の宣教師ウイリアム・C・グレンジャーが創立した「芝和英聖書学校」をその前身とする。以来、三育学院は一貫して聖書の福音を教育理念の根底に据え、「人間にとって最も大切なものは何か」を探求し、これを教育の主眼としてきた。聖書はそれを次のように表現している。

「いつまでも存続するものは、信仰と希望と愛と、この三つである。このうちで最も大いなるものは、愛である。」（口語訳聖書 コリント人への第一の手紙 13 章 13 節）

本学に学ぶ者が、聖書の示す愛を土台とし、神と隣人に対して十全な奉仕をするため、人間の備える霊性(spiritus)、知性(mens)、身体(corpus)の全ての面を最大限に発達させ、円満な人間形成を実現すること(To Make People Whole)、これが「三育教育」の基本理念である。

### ミッションステートメント (三育学院が社会に果たす使命)

本学は、プロテスタント・キリスト教の精神、とりわけその潮流のもとにあるセブンスデー・アドベンチスト教団の理念と実践に基づく教育共同体である。そのめざすところは、聖書に示されている本来の人間すなわち霊性(spiritus)、知性(mens)、身体(corpus)の統合体としての人間の全体的な回復である。本学の使命は、この目的のもと、神をすべての価値の源として真理を探求し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成をめざして、それに貢献し得る人物を育成することである。

#### ※ プロテスタント・キリスト教

16世紀、マルティン・ルターらの宗教改革によって誕生したキリスト教の系統。聖書を信仰と行為の唯一の究極的基準として掲げた。欧米における近代世界成立の主要な思想的基盤となった。

#### ※ セブンスデー・アドベンチスト教団

本学の設立・支持母体。19世紀中葉、北アメリカに興った信仰復興運動の流れに属するキリスト教会で、世界で1千万人余の教会員を有し、キリストによる救いの宣布とキリストの精神に倣った人類への奉仕をその使命とする。わが国では1896年に宣教活動が開始され、現在、全国に広がる教会の宣教活動を中心に、教育、医療、福祉、国際援助、出版、健康改革の各分野で幅広い活動を続けている。

### 2. 使命・目的

看護学科は、昭和 3(1928)年に看護宣教師として来日した H. O. ゲツラフや医師が創設し

た東京衛生病院看護婦学校（現東京校舎）のときから、一貫して全人的回復<sup>1)</sup>をめざす看護〔Wholistic Nursing Care(ホリスティック・ナーシングケア)〕を標榜し、神と人々に仕える看護師の育成に努め、現在に至っている。ホリスティック・ナーシングケアとは、看護を行う者とその看護を受ける対象が共に、人間の尊厳の回復と維持、ならびに心と体と霊の調和のとれた健康の保持増進を目指し、常に「自分を愛するようにあなたの隣り人を愛せよ」（口語訳聖書 マタイによる福音書 22 章 39 節）とのキリストの言葉を具体的に実践する看護である。このような全人的回復をめざす、看護師、保健師を育成し、以って広く社会に貢献することが本学の使命である。

注 1) 全人的回復

聖書によると、神は、人間を身体的、精神的、社会的存在として、さらに、神と交わるスピリチュアルな側面を持った統合体として創造された。しかし、人間は、神から離れたために様々な問題を抱えるようになった。このような人間を神はなおも愛しておられ、本来の姿を回復するために働いておられる。全人的回復とは、神の愛を土台とし、人間存在全体の調和のある総合的な回復を意味する。

### 三育学院の教育目標

1. 堅実な人生観と広い視野をそなえた世界観を確立する。
2. 霊的，知的，身体的次元の均衡ある発達と，文化的，社会的，心理的領域もふくめた人間全体の成熟をめざす。
3. 人格の陶冶と奉仕の精神の涵養に努める。
4. 専門分野のゆたかな知識と確かな技術を修得する。
5. 論理的な思考力と深い洞察力と実際的応用力を身に付ける。
6. 自らの意思を適確に伝達し，積極的で建設的な人間関係を築く能力を育成する。
7. 本学での学びをファーストステージと捉え，卒業後においても向上心と研究心を堅持し，より広いステージにおいて活躍できる力を培う。

以上は、本学固有の共同体的教育環境を生かしつつ、キリスト教教育、学科教育、労作教育、生活教育およびその他の教育プログラムをとおしてなされる。

### 3. 大学の個性・特色等

本学の個性ならびに特色は、まずキリスト教に土台を置いた教育にある。他者を思いやり、命を尊ぶ姿勢は、看護の精神に通じるものであり、聖書の学びを含む多彩な科目は、人間としての成長と成熟を促し、看護の対象者に全人的に係わる基礎を提供している。また、学生が主体となって運営するボランティア活動は、キリスト教精神に根ざしており、地域の施設、そして海外においても展開され、他者への奉仕を学び実践する機会となっている。

学寮教育では、コミュニケーション力を養い、学食で提供される健康的なベジタリアンメニューによるライフスタイルを経験することが出来る。さらに豊かな自然に囲まれたキャンパスは、学生に安全で学修に集中できる環境を提供している。

海外に多くの系列大学を持つ本学では、米国などの系列看護学部の協力を得、最新の看護学を学ぶ機会を提供すると共に、短期留学、海外での保健実習などのグローバルネットワークを活かした教育を提供している。

人格教育、知的教育、健康教育のバランスのとれた全人的な教育の実践を三育教育と称し、対象者の「全人的回復」を目指す看護であるホリスティック・ナーシングケアを実践する看護師の育成に本学の個性ならびに特色がある。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治 29(1896)年	SDA の宣教活動開始。ウィリアム・C・グレンジャー宣教師来日。2年後、東京麻布に「芝和英聖書学校」開校。
大正 8 (1919)年	東京荻窪に「天沼学院」開校。小学、中学、高等部を併設。
大正 15(1926)年	千葉県袖ヶ浦市に男子部移転、名称を「日本三育学院」とする。天沼学院は「日本三育女学院」と改称。
昭和 3 (1928)年	H.O ゲツラフ看護宣教師が「東京衛生病院看護婦学校」天沼に開校後「東京衛生病院看護婦養成所」を経て、「東京衛生病院看護学院」に改称。
昭和 18(1943)年	キリスト教信仰のゆえに治安維持法違反の容疑で、特高警察により院長以下主要教員が検挙・連行。女学院ともに閉鎖。昭和 20(1945)年に東京衛生病院看護婦学校も閉校。
昭和 22(1947)年	日本三育学院再開、翌年、「財団法人日本三育学院」に改組し、「日本三育学院神学校」と称する。中学校・高等学校併設、昭和 25(1950)年に小学校併設。東京衛生病院看護婦学校再開。
昭和 25(1950)年	東京衛生病院看護婦養成所と名称変更。2 年後、厚生省の認可を受ける。
昭和 26(1951)年	日本三育学院神学校は「学校法人三育学院」に変更
昭和 28(1953)年	「日本三育カレッジ」と改称。神学科、伝道科、教育学科、セクレタリー科を設置。東京衛生病院看護婦養成所は東京衛生病院看護学院と名称変更。
昭和 46(1971)年	「三育学院短期大学」を開設し、英語学科の設置。
昭和 49(1974)年	「東京衛生病院看護学院」をカレッジに移管し、「三育学院カレッジ看護学科」と名称変更。
昭和 51(1976)年	専修学校発足に伴い、カレッジを「専門学校三育学院カレッジ」と改称。キリスト教学科（のち神学科に改称）、教育学科（のちキリスト教教育学科に改称）、医療専門課程看護学科の三科を設置。

## 三育学院大学

- 昭和 52(1977)年 中学校・高等学校は広島に移転、「広島三育学院」となる。
- 昭和 53(1978)年 専門学校・短期大学は千葉県袖ヶ浦市より夷隅郡大多喜町久我原に移転、小学校は千葉県市原市に移転、「光風台三育小学校」となる。
- 昭和 62(1987)年 カレッジ看護学科を短期大学看護学科に改組転換。
- 平成 11(1999)年 英語学科を英語コミュニケーション学科に改名。
- 平成 16(2004)年 短期大学に専攻科（地域看護学専攻）を設置。
- 平成 19(2007)年 12月、「三育学院大学 看護学部看護学科」認可。
- 平成 20(2008)年 三育学院大学開学、「看護学部看護学科」を設置。
- 平成 22(2010)年 短期大学看護学科を廃止。
- 平成 23(2011)年 短期大学専攻科地域看護学専攻を廃止。
- 平成 24(2012)年 看護学部第一期生卒業。
- 平成 27(2015)年 カレッジ改組。神学科専攻(4年コース)、  
キリスト教学専攻(2年コース)及び教育専攻(1年コース)設置。  
短期大学募集停止。
- 平成 28(2016)年 短期大学 英語コミュニケーション学科を廃止
- 令和 2 (2020)年 「三育学院大学大学院看護学研究科」を設置

## 2. 本学の現況

- ・ **大学名** 三育学院大学
- ・ **所在地** 千葉県夷隅郡大多喜町久我原 1500 番地

### ・ 学部構成

学部名等	学科名等	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	50 名	200 名

### ・ 大学院構成

大学院名等	研究科名等	入学定員	収容定員
三育学院大学大学院	看護学研究科	5 名	10 名

## 三育学院大学

### ・学生数、教員数、職員数

三育学院大学学生数

看護学部看護学科	男	女	合計
1年次生	7	36	43
2年次生	9	48	57
3年次生	10	46	56
4年次生	8	46	54
合計	34	176	210

三育学院大学大学院学生数

看護学研究科	男	女	合計
1年次生	1	4	5
2年次生	1	4	5

三育学院大学教員数 専任 34人

三育学院大学職員数 専任 22人

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、学生および教職員に対して常に教育の使命目的を考え、深めることができる仕組みが整っている。学生については、キリスト教科目、バイブルウイークなどの特別週、学寮教育、労作教育、健康教育であり、教職員に対しては、朝礼および全教職員集会などがその仕組みである。学生、教職員が共に学び、常に全人的に回復され成熟を目指す教育である。そのため、基準 1-1 を満たしていると考える。

「三育学院大学における教育のねらいは、設立母体である SDA のキリスト教の教育理念に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」にある。この目的のもと、神を全ての価値の源として真理を探究し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる人材を育成することである。看護学教育においては、対象者の「全人的回復」を願い、生理的・心理的・社会的・スピリチュアルな側面において調和の取れた健康を目指し、キリスト教における愛と看護学における知識と技を用いて、個人・家族・地域・国際社会に働きかけることができる看護専門職を育成することを目的とする。」

この目的を達成するために「学生ハンドブック」や学内の掲示を通して学生に周知している。

#### 【資料】

資料 1-1-1 学生ハンドブック p7 (【資料 F-5】参照)

###### 1-1-② 簡潔な文章化

学則に定められた本学の目的および学生ハンドブックに掲げられた教育目的は、大学の果たすべき使命を明らかにしており、教育学術機関としての役割を具体的かつ簡潔に表現している。

#### 【資料】

資料 1-1-2 学生ハンドブック p9 (【資料 F-5】参照)

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の目的には、キリスト教を教育の土台であることをはじめとし、全人的教育、看護学に関する専門的知識と技術の修得、さらに愛に基づく他者への奉仕などが、社会的また国際的な広がりをもって明示されている。

#### 【資料】

資料 1-1-3 三育学院大学パンフレット（【資料 F-2】参照）

### 1-1-④ 変化への対応

本学の使命や目的を明確に認識し、変えるべきものと変えるべきではないものを見極め、教育内容を時代に適合し、かつ発展的なものとするために運営委員会で検討している。また、理念を共有する海外の系列大学や国内の医療機関との連携および設置母体の国際チームによる点検評価は、使命や目的、教育目的を確認し、変化に対応させるための意識向上の機会となっている。

#### 【資料】

資料 1-1-4 Self-study Report for Saniku Gakuin College 2019, p10

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の目的をより明確に学生に提示するために、新年度開始時のオリエンテーションを活用し、教職員に対しては新学年度開始の全教職員集会や朝礼で機会ある毎に確認し、本学の使命、目的の共有を図る。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的および教育目的は、全学の研修会で取り上げ全学的に理解と支持を得ている。また毎年理事会に提出される事業計画、報告にも使命・目的に係わる内容が掲載されており、役員、教職員の理解と支持につながっている。

#### 【資料】

資料 1-2-1 令和 2（2020）年度事業計画、事業計画（【資料 F-6】参照）

### 1-2-② 学内外への周知

学内においては、使命、教育目的が学生ハンドブックに明記されると共に校舎内に掲示され、学生、教職員に周知されている。また、「履修要項」においては、学生が常に教育目的を意識するような工夫がなされている。

学外に対しては、ホームページおよび大学のパンフレットで使命・目的・教育目的を公開し、オープンキャンパスにおいてもそれらが参加者に周知されている。

#### 【資料】

資料 1-2-2 学生ハンドブック p7 (【資料 F-5】参照)

資料 1-2-3 履修要項 p1 (【資料 F-12】参照)

資料 1-2-4 三育学院大学ホームページ(三育学院大学の概要>ミッションステートメント)

資料 1-2-5 三育学院大学パンフレット (【資料 F-2】参照)

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

「第二次中期(経営改善)計画平成30(2018)年度～令和4(2022)年度【5ヶ年計画】」の「全人教育の実践に関する目標と実行プラン」および「教育の『質保証』に関する目標と実行プラン」に明確に反映されている。

#### 【資料】

資料 1-2-6 学校法人三育学院 三育学院大学 第二次中期(経営改善)計画 2018(平成30)年度～2022(令和4)年度【5ヶ年計画】

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

以下の3つの方針には、本学の使命、目的および教育目的が反映され、社会に、そして学内に公表されている。

#### 看護学部の3つのポリシー (教育方針)

##### アドミッション・ポリシー

本看護学部では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、次の資質を備えている学生を求めます。

1. 人と関わることに喜びを見出すことができる人
2. 本学の目指す全人的看護に関心があり学ぼうという意欲のある人
3. 誠実で基本的な倫理観を備えている人
4. 自己の健康と生活習慣を管理する意識がある人
5. 探求心があり主体的に学習でき、入学前教育に積極的に取り組む意欲がある人

##### カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成と実施に関する方針)

本看護学部では、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下の方針でカリキュラムを編

成する。

(教育内容)

1. 看護専門職者として、対象者および地域の健康に貢献できる豊かな人間性の育成のため、キリスト教科目を各学年に段階的に配置する。
2. カリキュラム構成は教養教育科目、専門基礎科目、専門教育科目の3つの区分と以下に述べる17の群から成る。具体的には、教養教育科目（6科目群40科目）では、＜アドベンチストの信仰と生活＞＜人間の理解＞＜文化・社会の理解＞＜情報科学＞＜自然の理解＞＜語学の修得＞、専門基礎科目（2科目群16科目）は、＜人間と健康＞＜健康と環境＞、専門教育科目（9科目群61科目）は、＜基礎看護学＞＜地域看護学＞＜母性看護学＞＜小児看護学＞＜成人看護学＞＜老年看護学＞＜精神看護学＞に加え、＜看護の発展科目＞に区分し、3年次からは保健師課程を選択した場合、＜公衆衛生看護学（10科目）＞を加えた区分編成となっている。
3. 本学部の特徴的な教育として、スピリチュアルケアの科目を設置し、自己と対象者の理解を深める。また、国際性を養うための体験学習型海外研修や、国際看護実習を設置している。
4. 人間としての成長をはかるために宗教教育・労作教育・寮教育を取り入れている。

(教育方法)

1. 授業では、予習・復習の時間を確保し、講義・演習・実習などの多様な学習形態を通して展開する。
2. 主体的な学ぶ力を身につけるために、グループワーク、ディベートなどの学修方法を取り入れる。

(教育評価)

各科目の学修目標の達成度を学生と教員で多角的に評価し、授業の改善に繋げる。

**ディプロマ・ポリシー**(学位授与に関する方針)

三育学院大学における教育の理念は、設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団のキリスト教の精神に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」にある。この理念のもと、神をすべての価値の源として真理を探求し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。

その目的の実現のために以下の能力・資質を備えている学生に学位を授与する。

1. 人間の尊厳を尊重し擁護する能力
2. 科学的根拠に基づいて、全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する能力
3. 看護専門職者としての倫理的態度
4. 看護の対象に関わる人々や保健・医療・福祉における他職種と連携協働できる能力

5. 異文化を理解し国際看護に貢献できる能力
6. 自己の健康を管理する能力
7. 生涯を通して看護の現象について探求し自己研鑽する能力

【資料】

資料 1-2-7 学生ハンドブック p7-8 (【資料 F-5】参照)

**1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

本学は、学校法人三育学院寄附行為の第2章 目的第3条に定められているように、「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」教育研究機関である。この目的を実現するために、理事会のもとに教授会が置かれ、教育と研究に係わる委員会が教授会のもとに組織されている。教授会には、教授のみならず総合的な人間教育に係わる全教員、さらには議長の判断で必要と認める場合には職員も構成員に加えることができ、使命・目的・教育目的を達成するためにふさわしい構成となっている。また、宗教教育センターなど本学の使命・目的に係わる委員会が置かれており教育研究組織との整合性が確保されている。

教育研究の質向上のために、「FD(Faculty Development)委員会」が設置され、使命・目的に基づいた教員の教育力と研究力の維持向上が図られている。また職員の資質向上のために「SD(Staff Development)委員会」が置かれ、使命・目的に適合した教育が実践されるために「教育支援の促進」が実施されている。

以上のような教育研究組織またそれを支援する組織は、本学の使命・目的及び教育目的と整合性を持つ構成となっている。

【資料】

資料 1-2-8 学校法人三育学院 寄附行為 第2章 第3条 (【資料 F-1】参照)

資料 1-2-9 規程集 I-3 運営組織図 (【資料 F-9】参照)

資料 1-2-10 規程集 II-19 教授会規程 (【資料 F-9】参照)

資料 1-2-11 規程集 II-20-5 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 (【資料 F-9】参照)

資料 1-2-12 規程集 II-20-9 スタッフ・ディベロップメント委員会規程 (【資料 F-9】参照)

**(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)**

本学の使命・目的及び教育目的は明快であるが、それらを達成するために第二次中期計画に基づき、改革改善を計画している。こうした改善を通して、本学の使命、目的、教育目的、教育、研究、社会貢献にその成果が現われると考えている。

**【基準1の自己評価】**

本学は、キリスト教を土台とした総合的な人間教育を実践し、学生たちが看護専門職者

として知識や技能を修得すると共に、豊かな人間性を身につけ、神の愛に基づく奉仕の精神を有し、人々の全人的回復を目指す看護者育成のために設置された教育研究組織であり、その使命・目的は明確である。

臨床実習も本学の使命、目的を共有する系列病院で実施され、病院付の牧師であるチャプレンが、教員と学生に聖書を土台とした病院の理念を説明し、大学の目指す教育との関連性が共有されている。

新任教職員に対して使命と目的は、理念研修において紹介されている。研修では、学長が本学の使命と目的を説明し、チャプレンが建学の精神の土台であるキリスト教及び聖書について説明し、理念・目的を明確に伝えている。こうして大学の使命・目的および教育目的は、学生と共に教職員に明確に周知され教育活動に反映されている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学はその前身を含め 93 年間に亘り、一貫して全人的看護の実践をその理念に据えて看護教育を実践してきている。2008 年大学開学以降も入学者受入方針にも反映している。次のアドミッション・ポリシーを継続している。

#### 三育学院大学看護学部アドミッション・ポリシー

看護学部では、キリスト教を土台とした本学の教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を実践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指しています。看護専門職者として必要な、次の資質を備えている学生を求めます。

1. 人と関わることに喜びを見出すことが出来る人
2. 本学の目指す全人的看護に関心があり学ぼうと意欲のある人
3. 誠実で基本的な倫理観を備えている人
4. 自己の健康と生活習慣を管理する意識がある人
5. 探究心があり主体的に学習でき、入学前教育に積極的に取り組む意欲がある人

このアドミッション・ポリシーは「三育学院大学ホームページ」「三育学院大学学生募集要項」に掲載しており、本学の情報を収集する受験生やその保護者、高等学校進路指導担当教諭等に周知している。特にオープンキャンパスや進学説明会等の広報活動ではアドミッション・ポリシーを具体的に説明し、その浸透を図っている。

#### 【資料】

資料 2-1-1 三育学院大学ホームページ（入試情報>アドミッション・ポリシー）

資料 2-1-2 三育学院大学パンフレット（【資料 F-2】参照）

資料 2-1-3 2021 年度学生募集要項入学ガイド p2（【資料 F-4】参照）

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れ方針は、アドミッション・ポリシーに沿って入学者を受け入れるためにホームページ、募集要項等に記載し、教育理念・目標、特色を併記し、入学者さんに受入れ方針の周知に努めている。この方針に沿って行われる入学試験の特色として、本学では全ての入学試験区分において面接試験を実施している。面接試験においては、看護専門職適

性としてのコミュニケーション能力を見極めることはもちろんのこと、本学の理念に対する受験生の理解度を把握することに努めている。

### 1. 入学者選抜試験の実施

本学では、入学者受入れ方針に基づき、以下の通り入学試験を実施している。

表 2-1-1 各入試の出願書類・選抜方法

選抜	出 願 書 類	選 抜 方 法
学校推薦型選抜指定校推薦	1. 入学願書 2. 調査書 3. 推薦書	1. 提出書類審査 2. 面接
学校推薦型選抜公募制推薦	1. 入学願書 2. 調査書 3. 推薦書 4. 志望理由書	1. 提出書類審査 2. 小論文 3. 面接
総合型選抜	1. 入学願書 2. 調査書 4. 志望理由書	1. 提出書類審査 2. レポート 3. 面接
一般選抜	1. 入学願書 2. 調査書	1. 学科試験 国語総合、コミュニケーション英語Ⅰ、生物基礎、数学Ⅰ 4科目から3科目選択、高得点2科目で選考 2. 面接
その他の入試 (社会人等入試)	1. 入学願書 2. 調査書	1. 小論文 2. 面接

#### 1) 学校推薦型選抜指定校推薦入学試験

本学の指定する高等学校長から推薦された者で、本学を第一志望とし看護専門職者として働きたいという明確な目標を持っている者を選抜する。選考方法は面接と提出書類審査より選考している。

#### 2) 学校推薦型選抜公募推薦入学試験

本学の理念を理解し、本学に入学する意思の確実な者（第一志望・専願）で高等学校長から推薦された者を対象とする。選考方法は小論文と面接を実施し、提出書類審査と併せ総合的に評価し選考している。

#### 3) 総合型選抜入学試験

本学の理念に対する理解、看護学への関心や学ぶ意欲、姿勢を評価し実施する入学試験。選考方法は出願時に提出する調査書等と面接、レポートの実施により総合的に評価し選考

している。2021 年度入試より文部科学省の入試改革に沿い学力の三要素の見極めにレポートを導入し、面接と提出書類審査と合わせて総合的に評価し選考している。

#### 4) 一般選抜入学試験

教科の学力試験に基づく入試区分として、1月と3月の間に4回(4回目は定足数により実施)行なっている。国語総合、コミュニケーション英語Ⅰ、生物基礎、数学Ⅰのうちから3科目選択、高得点2科目を選考の得点とし、各回とも面接を実施し総合的に評価して選考している。

#### 5) その他の入試(社会人等入試)

多様な入試制度への対応として社会人等を対象とする入試を行なっている。小論文と併せ面接を実施し総合的に評価し選考している。

入学試験合格者に対する入学までの学修意欲の継続と向上のための取り組みとして、平成24(2012)年度より入学前課題を課している。また、このプログラムが単に入学までに終える課題とならないよう、1年次必修科目として開講されている「基礎学習セミナー」で入学後の学びの成果として、最初の授業において試験を実施している。入学後の大学の学びの繋がりを工夫し、より効果的な内容となるため教材の検討を毎年行っている。

## 2. 入学試験に至る広報活動

本学では、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った志願者確保のために、主に以下の広報活動に取り組んでいる。

### 1) 大学案内の発行

大学案内は本学の教育理念、カリキュラム、その他の特色ある三育教育など、本学を理解するために内容の改訂を行い、年度毎に発行している。令和3(2021)年度版からは内容を一新し、全人的看護を前面に出すなど、本学の特色をより明確に伝える工夫を取り入れリニューアルを行った。年間発行部数は10,000部である。

### 2) オープンキャンパスの開催

毎年5回~7回のオープンキャンパスを開催している。広報担当委員のみではなく、広く教職員が担当に加わり、さらに学生スタッフを募集しオープンキャンパスの参加者に本学を紹介している。また、平成23(2011)年度からは、開催時間を変更し、本学の特色の一つであるベジタリアン食による昼食を提供するなどの工夫を加えてきた。特徴としては、年々低学年参加者、保護者参加者の増加が見られる。令和2(2020)年度のオープンキャンパスは、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンラインを主として実施している。

令和2(2020)年度の開催実績は次の通りである。

表 2-1-2 令和2(2020)年度オンラインオープンキャンパス開催実績

日程	6/10	6/21	7/19	8/2	8/23	10/4	11/1	3/25
参加人数(人)	12	14	18	17	21	10	7	6

### 3) 高校訪問

高校生にとって、高校での進路相談、情報提供は大学を受験するにあたり重要である。また、大学にとって高校進路指導部への情報提供は重要であり、同時に高校からも情報を得、相互に共有することが望ましいと考える。本学では地元関東圏はもちろんのこと、北海道から沖縄まで広範囲に亘り入試広報担当職員以外にも学長はじめ看護学科教員、事務局役員、他職員の協力を得、高校訪問を実施している。

### 4) 看護学体験セミナーの開催

オープンキャンパスとは別に年 3 回、東京・神戸・沖縄の本学系列病院を会場に看護学体験セミナーを開催している。各地域の参加高校生に本学教員による講義、体験学習の他、病院見学、本学を卒業した先輩看護師からのアドバイスなど、大学を会場に行われるオープンキャンパスとは違うアプローチから広く高校生に看護職を紹介する機会となっている。特に、本学と理念を同じくする病院で行われる看護学体験セミナーは、卒業後の職業を実感できるところに意義がある。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延により、オープンキャンパス等のイベントに大きな影響が出ている。そのため、感染予防を踏まえた対応と、オンラインによるイベント開催を令和 2 (2020) 年度より実行している。

令和 2 (2020) 年度の看護学体験セミナー及びオープンキャンパス開催実績は次の通り。

6/14 (日) : アドベンチストメディカルセンター (沖縄県中頭郡) 新型コロナウイルス感染症蔓延により中止

7/29 (火) : 神戸アドベンチスト病院 (神戸市北区有野台) 新型コロナウイルス感染症蔓延により中止

8/4 (火) : アドベンチストメディカルセンター (沖縄県中頭郡) オンラインにより実施

### 5) その他の広報活動

- ① 進学情報関連業者主催合同説明会への参加
- ② 高等学校で開催される進学説明会への参加、模擬授業への講師派遣
- ③ 県内高校の進路指導教員を対象とした大学説明会
- ④ 系列高校への定期的学校紹介プログラム、授業担当
- ⑤ 学校見学希望者への学校案内、宿泊を伴う体験入学者の受け入れ
- ⑥ ホームページによる広報
- ⑦ キリスト教年鑑、新聞などへの広告掲載
- ⑧ 受験情報誌への入試情報提供

#### 【資料】

資料 2-1-4 三育学院大学面接入学試験質問参考例

資料 2-1-5 令和 2 (2020) 年度三育学院大学オープンキャンパス・ちらし

資料 2-1-6 令和 2 (2020) 年度三育学院大学オープンキャンパス・プログラム

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の募集定員、学生受入れ数の状況は以下の通りである。

表 2-1-3 看護学部の志願者数、合格者数、入学者数等（過去 5 年間）

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
志願者数	64	99	79	95	70
合格者数	57	67	66	61	56
入学者数	38	56	55	58	43
入学定員	50	50	50	50	50
入学定員充足率	76%	112%	110%	116%	86%
在籍学生数	184	189	195	211	210
収容定員	220	220	220	220	220
収容定員充足率	84%	86%	89%	96%	95%

入学者数は、募集定員 50 名に対し過去 5 年間 38 名から 58 名であり、適切な入学者数を維持している。修学定員充足率は 2017 年の 84%から少しずつ上昇し 2021 年では 95%となり基準を満たしている。

#### 【資料】

資料 2-1-7 学部、学科別在籍者数（【表 2-1】参照）

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れ方針については、今後も継続してオープンキャンパスや進学説明会、および大学案内、募集要項、ホームページ等を利用して学外への広報を行い周知に努める。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に関する課題、改善策、向上方策としては東京新校舎建設を基に東京校舎での学修期間を 2 年間に増加したことにより、東京の受験者の増加傾向が続いている。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援の柱としてクラスアドバイザー制度を設けている。クラスアドバイザー制度は、学年ごとに設けられ、担当する複数名の教員は当該学年に必要な履修指導・学修支援を行っている。また、クラスアドバイザーは、学修が困難な状況にある学生については、随時教務委員会もしくは教員会議で支援方法を検討している。4年次には特にグループアドバイザー制度をとり、3名程度の学生を1名の教員が個別指導し、最終学年の学びを支え、看護師・保健師国家試験受験に向けたサポートを行なっている。

また、本学大多喜キャンパスには、学生の学修をサポートする学修センターが設置されており、特に1年次の学生には4年間の学修の土台を築くために、ノートテイキングや時間の使い方等のレクチャーを通して支援を行なっている。

##### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### 【TA(ティーチング・アシスタント)の活用】

令和2(2020)年度に開学した本学大学院に所属する大学院生が、直接的な指導ではないものの、授業が円滑に進行できるように授業における教員のサポートを行っている。また、本学の学修センターには、併設の専門学校(三育学院カレッジ)の研修生(系列の中等教育の教員が利用する研修制度)が学修センターで学生の学修を支援している。支援内容は、特に低学年の基礎的な学力を伸ばし、4年間の学修の土台を築くことである。

#### 【クラスアドバイザー制度、グループアドバイザー制度の活用】

本学は、クラスアドバイザーが中心となって学生の学修を支援している。クラスアドバイザーは各学年に2~3名配置され、アドバイザー教員が担当する学生は分割するものの、教員同士で情報を交換したりしながら指導内容がこれでよいかどうかを確認し合っている。

また、特に学修がうまくいかず、単位を取得できなかった学生、そのために既定の年度内での卒業が難しくなってしまった学生は、前述のようにクラスアドバイザーが中心となって学生の学修支援を行なっているが、今後の単位の取得の仕方などは随時教務課や教務委員会などで確認し、学生に不利益が生じないように細心の配慮をしながら指導している。

本学は1年次から2年次前期まではほとんどの学生が大学敷地内にある寮に入っており、寮内で生活面や精神面でのサポートを受けている背景がある。寮とも連携を取りながら学修を支援している。また、2年次後期からは東京校舎に移っての学修となるが、そこでも学生は生活面・精神面で学生生活アドバイザー(職員)がサポートしており、安心できる学修環境が整っている。

4年次には特にグループアドバイザー制度をとり、3名程度の学生を1名の教員が個別指

導し、最終学年の学びを支え、看護師・保健師国家試験受験に向けたサポートを行なっている。

#### 【障がいのある学生への配慮】

障がいのある学生へ配慮として、令和 2（2020）年度より、学生委員会の下部組織として「合理的配慮・発達障害等相談部門」を立ち上げ、入学前から何らかの配慮を要する学生への支援を開始している。また、しばしば学生への案内を行ない、気兼ねなく申請できるようにしている。申請してきた学生には、「合理的配慮・発達障害等相談部門」に所属する教員が面接を行い、支援内容を関係部署に連絡し、学生が安心して学修に取り組めるようにしている。

校内には、身体的障がいへの対応として、エレベーターの設置はないものの、スロープの設置や、車いす対応のトイレを 2 か所設置している。

#### 【オフィスアワー制度の活用】

学修を支援する方策として、オフィスアワー制度を全学的に設け、活用を促している。シラバスにはオフィスアワーの案内を記載し、学生が質問できる環境を整えている。また、本学は 2 校地があるため、学生が教員に相談しやすいように、教員のメールアドレスをシラバスに記載して、学生の学修をサポートしている。

また、1～2 年次の基礎看護技術のレベル向上のために、特別なオフィスアワーの時間枠を設け、学生の看護技術の練習に立ち会い、アドバイスをしている。

#### 【学修管理システム（LMS）の活用】

本学では学生の学修を支援するため、WEB 上の管理システム（Google Classroom）を採用している。学生への連絡はこのシステムを通して行ない、新型コロナウイルス感染対策として令和 2（2020）年度からオンラインで対応している授業には、学生が授業を受ける際のテレビ会議（Zoom）の招待 URL や授業資料等の配信を行なっている。

#### 【資料】

- 資料 2-2-1 令和 3（2021）年度三育学院大学委員会体制
- 資料 2-2-2 学修センタープログラム計画
- 資料 2-2-3 修学に関する合理的配慮について
- 資料 2-2-4 修学に関する合理的配慮申請書
- 資料 2-2-5 Google Classroom の資料
- 資料 2-2-6 退学、休学、留年の資料（【表 2-3】参照）

#### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学修支援は、主にクラスアドバイザー制度により、学生の学修状況は把握されており、問題に丁寧に対応できていると判断している。本学は、大多喜キャンパスでの寮や、東京校舎での学生生活アドバイザーから、かなりきめ細かな生活面・精神面のサポートがなされているという背景もあり、連携をしながらクラスアドバイザーが学修に焦点を当て

て支援できる状況を今後も継続したい。また、大学院が設置されて間もないが、今後 TA を活用できるようにしていく。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のキャリア支援体制は、学生への充実したキャリア支援プログラムや、特に看護学部の進路として重要となる国家試験対策の取り組みが精力的になされている。方策として以下のような取り組みを行なっている。

#### 【キャリア支援プログラム】

学生のキャリア支援プログラムは、主に学生課と学生委員会が担っている。学生委員会では就職ガイダンスを企画し、3年生と4年生に就職先の選び方や自己アピールの仕方、志願書の書き方、面接の受け方等、具体的なガイダンスを実施している。さらに、将来の夢を大きく持てるように、卒業後助産師などの資格を取って活躍している卒業生などを招待して講演を聞く機会を設けている。また、Google classroom を用い随時学生課から有用な就職関連の情報を発信している。

4年次のアドバイザーは、国家試験対策の個別指導とともに就職に関する個別指導も行っており、学生へのきめ細かい対応がなされている。

表 2-3-1 令和 2（2020）年度実施キャリアガイダンスプログラム一覧

学年	内容	講師
1, 2, 4 年生	キャリアについて考える講演	助産師の団体代表
3 年生	看護職としてのマナー講座	マイナビメディカルキャリアサポート担当者
4 年生	就職ガイダンス（志願書の書き方等）	マイナビメディカルキャリアサポート担当者

#### 【国家試験対策】

本学の国家試験対策は、教員と職員で構成される国家試験対策委員会が毎年 3 月末から 4 月初めにかけて前年度の振り返りを行ない、学生の弱点を強化できるように対策を立てて支援を行なっている。令和 2（2020）年度の取り組みは以下に行なった。

#### 1) 国家試験対策ガイダンス

全学年に実施し、学修の進度に合った国家試験に向けた意識付けを行なった。

#### 2) 看護師国家試験模擬試験の実施、分析とフィードバック

1 年生には、人体の構造と機能の模擬試験を 1 回実施し、次年度の学修に向けて既習の知識を復習した。2 年生には、疾病の成り立ちと治療の模擬試験を 1 回実施し、その

後の自主勉強会につなげた。3年生には、基礎学力アップテストを年間2回実施し、領域別実習の準備としてつなげた。4年生には、看護師国家試験の過去問による模擬試験を1回、全国模擬試験を年間7回実施し、学力の伸びの確認と苦手分野の復習に繋げた。

3) 4年生対象の補講

最終学年である4年生には、全国模擬試験の結果を受けて学修成果が十分上がっていない学生を中心に教員による学内補講を実施した。

4) 国家試験対策業者による出張講座の実施

4年生全体に向け、業者による冬期直前講座を実施した。また、得点が伸び悩んでいる学生に向けた業者による講座も実施した。

5) その他の学修サポート

国家試験を受験する学生へのサポートとして、大多喜キャンパスの教室を特別に確保し開放した。また、業者による講座は大学が一部受講料を負担し、学生をサポートした。

6) 保健師国家試験模擬試験実施、分析とフィードバック

保健師課程に在籍する4年生は、保健師の全国統一模擬試験を年間4回実施し、その都度振り返りを行なった。

7) 保健師国家試験対策の補講

学内の教員による保健師国家試験対策の補講とともに、業者による補講も実施し、学生の学修をサポートした。

8) 卒業生の講話

卒業生による看護師・保健師国家試験受験に向けた具体的なアドバイスを聴く機会を設けた。

**【資料】**

資料 2-3-1 【年度末報告書】2020年度国家試験対策委員会

資料 2-3-2 新年度オリエンテーション（国家試験対策ガイダンス）

**(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

本学のキャリア支援は、看護師・保健師国家試験の合格に向けた堅実な就職支援を軸に行なうとともに、将来への夢が広がるようなキャリア支援を同時に行なっている。事実、学生のうち毎年のように助産師学校に進学する学生がおり、新たな夢を実現しようとしている。さらに海外で活躍する国際的な看護職を目指している学生も、国際看護論や国際看護実習などの履修者が毎年10~20名いることからもうかがえる。このようなキャリアデザインをサポートするプログラムは今後も企画していく考えである。また、国家試験合格に向けた各種支援もさらなる成果向上のために検討を重ねていく。

**2-4. 学生サービス**

**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

**(1) 2-4の自己判定**

基準項目 2-4 を満たしている。

## (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1～2年次前期の学生のほとんどが大多喜キャンパス内の寮で生活しているため、学生が安心して学業に向かえるように、心身の健康、経済、生活全般にわたる支援を全学挙げて行っている。まず、寮では入学時に三育学院生活ガイドを配布し、生活全般に関するガイダンスを行っている。学生委員会、保健センター、寮監が連携し、学生が安心・安全に生活できるように支援している。

2年次後期からの学生は東京校舎での学修となり、環境が大きく変化する。学生が都会での生活に順応し、生活での困りごとに対し、学生生活アドバイザー（職員）が対応・支援している。

本学には、以下に述べるように、身体的および精神的な不調から学生を守るため、カウンセラーや保健センターなどがサポートしている。また、研成会（学生会）を人的経済的に支援し、学生の課外活動を支えている。また、学生を経済的な面で支援し、学業が継続できるように奨学金制度で支えている。

以上について、詳細を以下に述べる。

### 【保健センターによる健康支援】

学生の健康管理と支援は、保健センターが担っている。保健センターは、保健センター長と、大多喜キャンパスに看護師1名、東京校舎を担当する教員1名で構成されている。保健センターの業務の1つとして、毎年健康診断がある。令和2（2020）年度はコロナ禍のために、学生の健康診断日を設けることが難しく、学年別に変則的に実施した。また、大多喜の保健センターには看護師が月～金毎日勤務しており、学生の日常的な体調不良等に対応している。東京校舎も担当する教員が体調不良の学生を把握し、必要に応じて隣接する系列病院に受診できるように対応している。保健センターには精神的な不調のある学生が気軽にアクセスでき、その後の対応につなげることができている。

表 2-4-1. 令和 2 (2020) 年度 保健センター利用者数

利用月	総件数	1年	2年	3年	4年	割合
4月	3	0	2	0	1	1.1%
5月	12	3	4	5	0	4.3%
6月	5	0	3	1	1	1.8%
7月	2	1	1	0	0	0.7%
8月	42	2	20	14	6	15.1%
9月	63	12	36	2	13	22.7%
10月	43	27	4	2	10	15.5%
11月	32	25	1	3	3	11.5%
12月	25	20	0	2	3	9.0%
1月	13	2	7	0	4	4.7%
2月	29	19	5	2	3	10.4%
3月	9	0	3	6	0	3.2%
合計	278	111	86	37	44	100.0%

令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染を防止するため、以下のように多岐にわたる活動を行なった。

1) 感染予防のための健康教育

自宅でオンライン学習をしている学生に対して、新年度保健センターオリエンテーションを通して、自宅での基本的な感染予防対策の説明を行った。

2) 対策本部への協力

学内に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部にて検討会議を行い、卒業式・入学式など学校プログラムの運営方法、新年度開始時期や大学としての感染症対策について検討した。

3) 学生の健康観察の実施および報告の徹底

前期の在校生の帰寮および新入生の入寮にあたり、2週間前からの健康観察が必要と判断し、3月末より在校生には Google スプレッドシートや Google classroom を活用した体調管理報告を実施した。後期の入寮時からは、入寮 2週間前からの健康観察を継続し、入寮後も 2週間は寮にて観察期間のため体調報告を継続して行った。また、PCR・抗原検査を受けた場合、保健センターに報告をするように働きかけた。令和 2 (2020) 年度は 16 件の検査結果の報告があったが、学内の学生・教職員は全員陰性であった。

4) 保健センターによる学生用および教員用の感染症対策マニュアルの作成と講習

学生用・教員用のマニュアルを作成した。さらに、学生に健康教育を実施した。同時に教職員にも共通理解を持ち全員が統一した対応が行えるように、時間を設けて説明会を行った。

5) その他

学内をチェックし、換気対策に必要な箇所の修理・設置を管理部に依頼をした。

令和2(2020)年4月より大多喜キャンパスに移転した三育学院中学校と感染症対策の合同会議を開催した。新型コロナワクチン接種に向けた情報交換と調整を大多喜町役場及び東京衛生アドベンチスト病院と行なった。

**【カウンセラーによる支援】**

大多喜キャンパスでは精神科医1名、東京校舎では心理士1名がそれぞれカウンセラーとして学生相談を行っている。

令和2(2020)年度は、コロナ禍の中、遠隔での授業がメインであったため、事例検討会以外は全て精神科医によるWEBによる相談であった。

令和2(2020)年度の学生相談の内訳は以下の表の通りである。

表 2-4-3 令和2(2020)年度 学生相談 (WEB) 内容の内訳

	回数	人数	対人	教員 学生	学業 仕事	性格	健康	寮生活	進路	経済	過去	ハラス メント	危機	その他
前期	5	10	10	7	4	6	0	0	0	0	0	0	0	
後期	7	10	6	9	2	2	4	1	2	2	1	0	1	対面事例検討 会 (教員間)

※回数は、カウンセラーの対応日数を示す

**【チャプレンによる支援】**

本学は、キリスト教を教育理念の土台としており、チャプレン(学校付牧師)が置かれている。学生は、いつでも気軽にチャプレンに自分の悩みを相談することができる。また、チャプレンがいるCMC(学生の団欒室)は、常にオープンしていて、気楽に立ち寄ることができ、学生たちの歓談の場ともなっている。

**【課外活動への支援】**

本学には学生が主体となって活動する学生会(研成会)があり、研成会主導のもと、学生の部活動、サークル活動、さまざまな学生企画のイベントが行われている。研成会には顧問の教職員が学生の活動を見守り、必要な支援を行なっている。また、研成会には大学から活動費が補助されており、その活動を支援している。

**【ハラスメント相談】**

本学は、「三育学院ハラスメント防止に関する規程」を制定し、学生ならびに教職員においてハラスメントが起こらないように、また、問題が発生した場合には迅速かつ公正に被害者の救済および問題解決が図れるよう、ハラスメント防止委員会を設置している。

令和2(2020)年度は、ハラスメントの相談は0件であったが、令和元(2019)年度は1件の相談があり、委員会を開催し、対応した。

**【奨学金制度による経済的支援】**

経済的に困窮する学生への支援体制として、本学には入学前から多くの種類の奨学金制

度を準備している。入学試験の成績優秀者には、入学試験の種別により授業料の1年次の全額もしくは半額を免除する制度などが用意されている。また、本学には実習病院でもある系列病院があり、病院から学生数の約6割程度の枠で奨学金を給付・貸与している。この奨学金は例年枠のほぼ全てが利用されている。また、この奨学金には入学が決定した時点で受給できる特別支給という制度が設けられ、入学時に発生する学納金をあらかじめ差し引いた形で支給し、入学してくる学生の経済的負担を軽減している。また、入学後は大学の独自の奨学金があり、学業や人物が優秀であり、経済的に困難のある学生を学年に若干名の枠を設けて経済的に支援している。さらに、独自の奨学金制度として、勤労奨学金という制度がある。これは、大学の中の図書館やカフェテリアといった場所で勤労を行ない、その労働以上の対価をもって奨学金として給付して経済的に支援するといったものである。この奨学金の利用者は例年3～5名程度である。このほかに、公的な奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」が利用されている。さらに、令和2(2020)年度より新しく制度が開始となった「高等教育の修学支援新制度」もすでに各学年10名前後の受給者がいる。全体として何らかの奨学金を受給している学生は、全体の9割程度に上る。

奨学金の利用にあたっては、入学前からの合格者への通知、入学後は学生課からの案内メールおよび掲示を行ない、学生が積極的に利用できるようにしている。

#### 【資料】

- 資料 2-4-1 PCR 等検査および可能性の対応
- 資料 2-4-2 学生向け感染対策マニュアル
- 資料 2-4-3 カウンセリングおよび学生相談のご案内 (2021 年度)
- 資料 2-4-4 ハラスメント防止に関する規程
- 資料 2-4-5 2019 年度ハラスメント委員会報告 (年報からの抜粋)
- 資料 2-4-6 新年度オリエンテーション (就職ガイダンス) (【資料 2-3-2】参照)
- 資料 2-4-7 奨学金募集一覧表
- 資料 2-4-8 新型コロナ追加奨学金

#### (3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、そのために多方面にわたる支援が必要となった。学生がオンラインでの授業となり、メンタル面でのサポートが必要な状況があった。アドバイザーによる遠隔での面談も実施したが、今後は、さらに学生に個別のサポート体制を整えていく。

### 2-5. 学修環境の整備

#### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は併設する専門学校三育学院カレッジと校地を共有しているが、校地面積は 54,451 m<sup>2</sup>であり、設置基準を満たしている。また、校舎においても併設する三育学院カレッジと共有しているが、校舎面積は 7,352 m<sup>2</sup>であり同様に大学設置基準を満たしている。

看護学部大多喜キャンパスは 3 号館及び 4 号館の教室を使用している。講義室は全て AV 機器等によるマルチメディア（プロジェクター、音響機器、実物投影機等）に対応した装置を備えている。実習室は 2 号館 1 階に地域在宅看護実習室、2 階に基礎看護実習室を配置し、実技演習が可能となるよう、設備・教材を揃えている。その他、少人数での必要に対応するためのセミナー室、カンファレンスルームを備えている。また、東京校舎においても講義室、実習室、図書室を備え、学生が講義を受けたり、実習中にグループワークをしたり、調べ物をしたりすることができるようになっている。

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、オンライン授業が導入された。学生が学修を継続できるように、学修管理システム（LMS）の活用やそのための Wi-Fi 環境の整備も行なった。

表 2-5-①-1 本学校地校舎面積と大学設置基準上の面積の比較

本学の校地面積		大学設置基準上の面積	本学の校舎面積		大学設置基準上の面積
校舎敷地	35,244 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	校舎等施設	7,352 m <sup>2</sup>	3,966 m <sup>2</sup>
運動場敷地	19,207 m <sup>2</sup>				
合計	54,451 m <sup>2</sup>				

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習室・実習施設

学内には、大多喜キャンパス、東京校舎ともに実習室を整備している。大多喜キャンパスは 1 年次から 2 年次前期の学生が学ぶため、基礎看護学領域の実技演習を主に実施できるように、実習室を整備し、学生が授業以外の時間でも自由に練習ができるように開放している。

学外の実習施設については、本学の系列病院（東京都杉並区）が主たる実習場となっており、この他に、実習場として千葉県・東京都・兵庫県（本学系列病院所在）に合わせて 17 施設がある。また、公衆衛生看護学実習の実習施設として、千葉県内に 8 施設がある。

2) 図書館

図書関連施設の総面積は、三育学院深澤記念図書館が 522 m<sup>2</sup>、東京校舎図書室が 93 m<sup>2</sup>であり、閲覧席が図書館内に 72 席、図書室内に 13 席ある。他にはデータベース検索用端末が 3 台、視聴覚教材用端末が 2 台整備されている。

蔵書は 66,000 冊以上であることに加え、外国書 24 種を含めた 84 種の学術雑誌を所蔵している。蔵書および学術雑誌は図書館のウェブサイト経由で学外内外からの検索が可能

である。

文献検索データベースは、医中誌 Web、最新看護索引 Web、メディカルオンライン、EBSCOhost(Biomedical Reference Collection: Basic, CINAHL, Health Business Elite, MEDLINE, Psychology & Behavioral Sciences Collection)の4種類を契約しており、国内外の文献検索が可能となっている。これらのデータベースは図書館経由により学内外からの利用が可能である。

図書館の開館時間は週日 08:00～17:50 時、日曜 08:00～12:00、13:00～17:30 時、図書室の開館時間は週日 07:00～21:00 時であり、長期休暇中の貸し出しも行っている。スタッフ体制は図書館長(教員)以下、正職員(司書)1名、非常勤職員1名、アルバイト1名の計4名で運営している。図書館では利用促進を目的としたガイダンスを新年度オリエンテーション時に、そして図書室では後期開始時に実施している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便

バリアフリー環境を確保するため、学内には、エレベーターの設置はないものの、段差部分には簡易スロープを各所に設置し、学内をスムーズに移動ができるようにしている。また、車いす対応の多目的トイレを大多喜キャンパスに2か所、東京校舎に1か所設置している。

施設、設備については、学内の施設管理課が常に点検、整備を行うとともに、火災報知器などの点検を法令に則って実施し、適正な維持管理を行なっている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の管理については、本学は1学年50人程度の学生数であり、基本的に講義科目は1教室で行っている。語学科目の演習や看護技術の演習など、教育効果を考慮し少人数が望ましい科目については分割して行っている。

#### 【資料】

- 資料 2-5-1 アクセスマップ・キャンパスマップ (【資料 F-8】参照)
- 資料 2-5-2 2020 年度基礎看護学実習Ⅱ要項 p3
- 資料 2-5-3 2020 年度領域別看護学実習要項
- 資料 2-5-4 2020 年度精神看護学実習要項 p4
- 資料 2-5-5 2020 年度公衆衛生看護学実習 p8, 13, 32, 36.
- 資料 2-5-6 附属図書館利用規程
- 資料 2-5-7 図書館貸し出し規程
- 資料 2-5-8 2021 年度前期時間割

### (3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

実習施設の確保は新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和 2 (2020) 年度から一部困難な部分も出てきているが、系列病院があるため概ね確保できてきた。しかし、東京校舎は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ソーシャルディスタンスを保つ見地から教室の確保に苦心している。東京校舎に隣接する本学の母体教会が持つ健康教育センターな

どを活用して、学生の学修場所の確保に今後も努力していく。同時にオンライン授業のための環境整備も今後引き続き努力していく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、毎学期末に学生の授業に関する意見や要望を把握するため、学生による授業評価アンケートを、履修している全科目で実施している。2019年度まで授業評価アンケートは、教務課で集計し、自由意見は文字の特徴で個人が特定されないことがないよう、コンピュータによって変換し、担当教員にフィードバックされるシステムで運用していた。令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、学生にオンラインによる授業評価を実施した。また、教員からは、学生の授業評価に対して授業の改善に向けた返答をしており、その返答を全科目にわたってまとめた冊子を図書館に備え、学生がいつでも自由にその評価結果と教員からの返答内容を確認することができるようにしている。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前期は学年によっては対面授業ができなかったため、学生委員会からのオリエンテーションを例年より遅い5月初旬に実施した。その中で、学生の心身の健康を守るため、意見や要望の窓口が学生課であることを発表し、学生生活の困りごとを吸い上げるようにした。その結果、学生課には、オンライン授業のために自宅にいる学生やその保護者から、オンライン授業において生じている困りごとや経済状況への不安の訴えなどが寄せられ、それらをまとめて各関係部署に連絡し、対応を依頼した。また、全体的な要望だと判断されたことに関しては、運営委員会に提出し、検討して決定した支援内容を学生に周知した。

具体的な要望や対応には以下のようなものがある。

- ・授業の資料を自分で準備するのに費用がかかる。何らかの支援がほしい。

(対応策) 講義の授業が多い1-2年生に対して一律にオンライン授業の補助として資料代を支給した。

- ・寮に入れないが、寮費がかかる。割引などをしてほしい。

(対応策) 入寮していない期間についてかかる経費等について説明し、理解を得るとともに減額措置を実施した。

また、学内には、大多喜キャンパス・東京校舎ともに投書箱を用いて学生の意見を把握するようにし、そこで訴えのあった内容については、調査をして必要な対応をしている。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を受け、学生の経済的問題をいち早く把握するため、学生課より経済状況調査を実施した。その結果は、学生への経済的支援を申し出ている系列病院に連絡し、希望する学生に向けていくつか選択肢を設けた支援策を令和 2 (2020) 年度前期中に行なうことができた。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見や要望は、毎年 1-2 月頃に 4 年生に対するアンケート調査を実施し、汲み上げている。質問項目として、「自主学習ができる十分な施設があったと思いますか」「自主学習に活用する施設の利用時間は十分あったと思いますか」「図書館の蔵書や雑誌および文献検索システムなどは充実していましたか」などがあり、令和元(2019)年度の結果から、大多喜キャンパスは校舎面積が広いこともあり、図書館等の広さについては学生の満足度は高い結果が出ている。しかし、東京校舎は東京という立地から面積は狭く学生の満足度は相対的に低くなっている。一方、文献検索システムについては、学生が卒業研究等に必要であるため、この数年充実を図るように努力してきたことがあり、学生から文献検索システムへの不満は見られない。また、令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、入寮を制限し、通常 1・2 年生は同時期に入寮するところ、学年を分けて入寮することとした。入寮した学年に限ったアンケート調査ではあるが、対面授業を受けている学生を対象に、大多喜キャンパスでの学生生活に関する調査を実施し、コロナ禍にある学生の多様な困難や要望を把握した。その結果として、入寮して対面授業が受けられたことが最も学生が良かったこととしてあげられていた (17.6%)。他に友達と学習ができたこと (14.7%)、友達との交流 (11.8%)、先生に質問しやすい (11.8%) など上位にあげられた。困ったこととしては、Wi-Fi 環境についてが最も高く (29.2%)、次いで行動範囲の狭さ・制限があがった (12.5%)。これらの結果を受けて、学修に関しては教務委員会で検討し、Wi-Fi 環境に対しては、寮で Wi-Fi の工事を実施して対応した。また、行動範囲の狭さや制限については、学生に感染対策のためであることを随所で説明し、理解を求めた。また、制限の中であっても、学生がしてもよいことを積極的に提示し、気持ちをプラスの方向に向けるように努力した。

#### 【資料】

- 資料 2-6-1 2019 年度 授業評価見本
- 資料 2-6-2 2020 年度 授業評価アンケート
- 資料 2-6-3 2020 年度 実習評価アンケート
- 資料 2-6-4 2020 年度 授業評価アンケート結果見本
- 資料 2-6-5 カリキュラム評価に関するアンケート結果
- 資料 2-6-6 2020 年度 1 年生大多喜キャンパスでの生活に関する調査結果

#### (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学修支援、学修環境の整備、学生生活への支援に対する学生の意見や要望を汲み上げるシステムの整備については、ある程度は確立しつつある。毎年卒業時にアンケート調査を行ない、全体的な意見を把握することはできているが、卒業時ということもあり、もっと早い時点での把握方法がさらに望まれる。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受けて、緊急に対応し、学生の必要に応ずることができた。今後は感染状況を踏まえつつ、必要時調査を行ない、学生の要望の把握に努めていく。

### **【基準2の自己評価】**

本学の学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づいて求める学生像を明示し、志願者にわかりやすく周知している。入学者選抜については、令和2(2020)年度より文部科学省より提示された入学試験制度の変更に則った方法で適正に実施している。入学定員についても適正に管理している。また、このほか学生の学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見・要望への対応いづれについても、学生がよりよい環境で学生生活が営めるように、適正に実施している。今後さらなる努力と検証によって、改善すべきところを改善するように努めていく。

以上のことから、基準2「学生」について、基準を満たしていると自己評価する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、三育学院の建学の精神およびミッションステートメント、学部の教育目標をふまえたディプロマ・ポリシーを策定し、学生ハンドブックおよび履修要項に明示し、新年度オリエンテーション、ホームページで周知をしている。

平成 29 (2017)年度にディプロマ・ポリシーの検討を教務委員会および教授会で行い、教授会の決議を経て、学長が決定し、平成 30 (2018)年度より運用している。

#### ディプロマ・ポリシー

1. 人間の尊厳を尊重し擁護する能力
2. 科学的根拠に基づいて、全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する能力
3. 看護専門職者としての倫理的態度
4. 看護の対象に関わる人々や保健・医療・福祉における他職種と連携協働できる能力
5. 異文化を理解し国際看護に貢献できる能力
6. 自己の健康を管理する能力
7. 生涯を通して看護の現象について探求し自己研鑽する能力

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定基準および卒業認定基準は、三育学院大学学則および教務規定で定められ、学生ハンドブック、履修要項に明示するとともに、新年度オリエンテーションで周知を図っている。

単位認定基準については学則第 10 条、教務規定第 24 条に規定しており、単位認定のための評価は、S・A・B・C・D の 5 段階で評価し、S～C を 60 点以上として単位を授与している。

卒業認定基準については、学則第 33 条、教務規定第 26 条に規定している。

本学の卒業要件は、128 単位以上（保健師課程は 140 単位以上）の取得が定められている。

これらの認定基準については、学生ハンドブックおよび履修要項に明示し、新年度オリエンテーションで周知を図っている。

進級基準については、学則および教務規定には定められていないが、学修の順序性を重視し、内規で科目取得に履修要件を定め、看護学に必要な知識・技術の修得が確実に進む

れるための対策を講じている。このことは、履修要項に明示し、新年度オリエンテーションで周知するほかに、シラバスへの記載、授業の初回時のガイダンスでの説明、および学年アドバイザーから説明をし、学生の意識づけを強化するとともに、保護者会で説明し理解を求めている。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、単位の計算方法、学期で取得する単位数、単位取得資格、評価について学則および教務規定で定めている。

効果的な学修を進めるために教務規定第14条で、科目履修の下限は1学期12単位相当、上限は1学期26単位相当を原則とすることを規定している。

単位取得のための資格を教務規定第23条で欠席が講義予定総数の4分の1を超えた場合、単位所得資格を失うことを規定している。

これらの基準をもとに、単位認定および卒業認定は、教務委員会の審議後、教授会の決議を経て決定というプロセスで厳格に行われる。

単位の授与および卒業認定については、学生あるいは保護者からの問い合わせ期間を設け、問い合わせがあった場合には科目責任者、必要に応じて学部長補佐が応じている。単位の授与あるいは卒業が認められない学生に、該当科目の責任者およびクラスアドバイザーが説明や学修指導をし、学生の理解を得ながら学修の強化を図ると同時に、対象の保護者へ学部長補佐が説明し、今後の学修について保護者の協力を仰いでいる。

また、GPA 制度も取り入れ、評価の総合的判断に活用し、低い学生については、学年アドバイザーが学修指導をするとともに学修センターとも連携し、効果的な学修の進め方などの強化を図っている。

#### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、卒業認定は適正に運用している。

一方で、進級基準が設定されていないため、一部の科目に履修要件を設定し運用している状況である。看護学は、学修においてその順序性が重視されるため、今後、進級基準の是非とそのあり方を検討し、さらなる学生の資質向上に努める計画である（2021年度教務委員会で検討が開始されている）。

#### 【資料】

- 資料 3-1-1 学生ハンドブック（p 5-8）（【資料 F-5】参照）
- 資料 3-1-2 履修要項（2019 年度以前入学生：p 2、2020 年度以降入学生 p 3）（【資料 F-12】参照）
- 資料 3-1-3 大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）[https:// www.saniku.ac.jp/](https://www.saniku.ac.jp/)
- 資料 3-1-4 2017 年度第 14 回教授会議事録
- 資料 3-1-5 三育学院大学学則（第 10 条、第 33 条）（【資料 F-3】参照）
- 資料 3-1-6 学生ハンドブック（p 31-32）（【資料 F-5】参照）
- 資料 3-1-7 履修要項（2019 年度以前入学生 p 19, 31、2020 年度以降入学生 p 29-30, 41）

(【資料 F-12】 参照)

資料 3-1-8 履修要項 (2020 年度以降入学生 p 31) (【資料 F-12】 参照)

資料 3-1-9 三育学院大学学則 (第 9 条) (【資料 F-3】 参照)

資料 3-1-10 学生ハンドブック (p 28, p 31) (【資料 F-5】 参照)

資料 3-1-11 履修要項 (2019 年度以前入学生 p 32、2020 年度以降入学生 p 42) (【資料 F-12】 参照)

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④教養教育の実施

### 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている

#### (2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

平成 29 (2017) 年 10 月「看護教育モデル・コア・カリキュラム」公表がされたこと、社会のニーズにあった看護の提供 (ICT 技術の活用、対象者を生活者としてとらえる視点、コミュニケーション能力の強化、臨床判断能力の基盤の強化) を踏まえた教育、約 90 年余年におよぶ三育看護教育の体系化などについて検討し、2020 年度より新カリキュラムとして編成した。

令和元 (2019) 年度以前のカリキュラム・ポリシーの検討は、平成 29 (2017) 年度のディプロマ・ポリシーの検討と同時に行い、ディプロマ・ポリシー達成のためのカリキュラム・ポリシーが策定され、学生ハンドブックおよび履修要項に明示し、新年度オリエンテーションで周知を図っている。策定は、教務委員会および教授会で行い、教授会の決議を経て、学長が決定し、平成 28 (2018) 年度より運用している。

令和 2 (2020) 年度以降のカリキュラム・ポリシーは、令和元 (2019) 年度教務委員会および教授会で検討を行い、教授会の決議を経て学長が決定し、運用している。学生ハンドブックおよび履修要項 (令和 2 (2020) 年度以降入学生用) に明示し、新年度オリエンテーションで周知を図っている。

#### カリキュラム・ポリシー

三育学院大学看護学部の教育理念、教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下のようにカリキュラムを編成する。

1. 「教養教育科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」の3科目群からカリキュラムを構築する。
2. 初年次は<看護の基盤を築く>、2年次は<専門知識を身につける>、3年次は<知識と実践をつなげる>、4年次は<看護を深化させる>ことを目標に段階的に科目を配置する。
3. 人間の尊厳を尊重し、擁護する倫理観を育成するため、キリスト教科目を各学年に配置する。
4. 本学の看護の中心的概念である「全人的看護」を理解し、実践する能力を育成するための講義・演習・実習科目を配置する。
5. 対象のスピリチュアルな側面を理解し、寄り添う看護が実践できる科目を配置する。
6. 地域で暮らす人々の文化・生活状況を理解し、支援する能力を育成する科目を初年次より配置する。
7. 多様な文化・価値観を理解し、世界で健康支援ができる能力を育成する語学・国際看護科目を配置する。

#### (教育方法)

1. 主体的に学ぶ力を身につけるために、アクティブラーニングの学修方法を取り入れる。
2. 見識を広め、学びを深めるために、少人数を活かしたグループワーク、ディベートなどを取り入れる。
3. 知識と実践をつなぐために、シミュレーション教育やロールプレイ、事例を使った演習などを取り入れる。
4. 初年次教育では、大学生としての学修方法や学修習慣を身につけるために、学修センターの活用を推奨する。
5. 全学年を通して、オフィスアワーを活用した学修の振り返りをする機会を提供する。

#### (学修成果の評価)

1. 科目目的・目標に到達しているか、定期試験・レポート・実習評価等から学修成果を評価する。
2. 科目ごとに授業評価アンケートを行い、授業改善、学修支援に役立てる。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

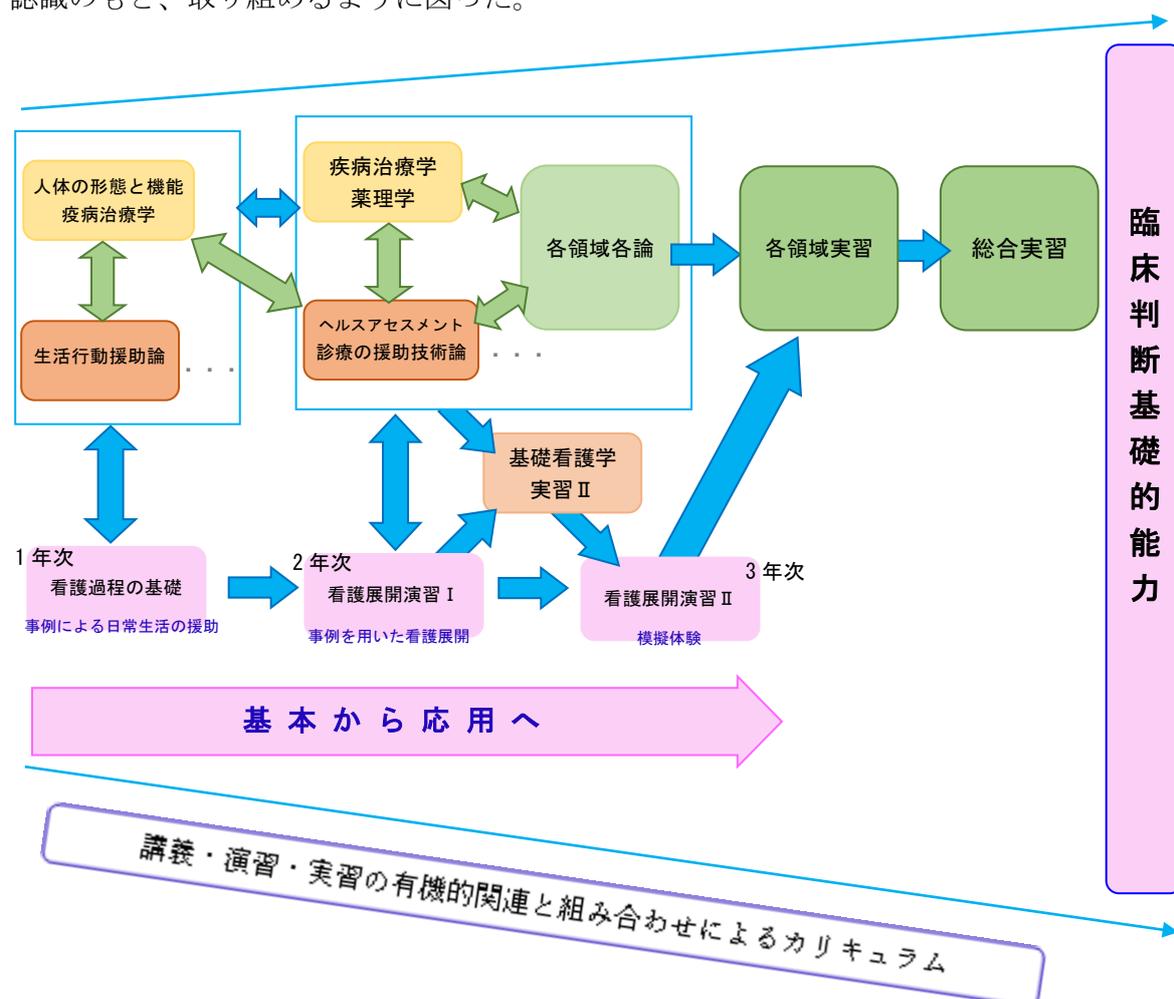
カリキュラム・ポリシーは7つのディプロマ・ポリシーを達成するために策定されている。カリキュラム・ポリシーに基づき「教養教育科目」「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の3区分に科目が配置され、さらに<看護の基盤を築く>、<専門知識を身につける>、<知識と実践をつなげる>、<看護を深化させる>ことを目標に段階的に科目を配置し、概念モデルを図式に表し、可視化することで学生の理解を促している。

令和元（2019）年度からは、各科目のシラバスにおいて、その科目とディプロマ・ポリシーとの関連を示し、関連性を理解した上で履修できるようにしている。

### 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに添って編成されている。三育学院の教育の土台であるキリストの教えを土台にした教育では各学年に聖書から学びが深まるように配置している。令和2（2020）年度以降カリキュラムでは、学年ごとに図式化し、学修進度を明確にしている。

さらに、令和2（2020）年度以降カリキュラムでは、学修進度を設定するにあたり、臨床判断の基礎的能力の修得を重視したカリキュラム構成にしている。FD研修で教員間の共通認識のもと、取り組めるように図った。



人間としての成長を目的に宗教教育・労作教育・寮教育は本学の特徴である。これらの

ことについて、入学してから混乱をきたさないように、受験生を対象にしたオープンキャンパスや大学パンフレット、入学時のオリエンテーションやホームページで周知をしている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、聖書からの学びを土台にし、人間として、看護職者としての礎を築くことに寄与するものである。他者への思いやりと奉仕する精神を培うために「アドベンチストの信仰と生活」、人間の発達に着目した「人間理解」、豊かな感性を育むための「文化・社会の理解」、物事を論理的にとらえ分析する能力を養うために「情報科学」、基本的な科学する能力の修得のために「基礎科学」、グローバルな視点の修得のためのコミュニケーション方法として「語学の修得」の6つの区分から構成されている。

これらを体系的に学修することで、社会人としての教養を高め、看護職者として深く人間を理解し洞察する資質の育成をしている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

講義科目では、定員が50名という人数を活かして、グループディスカッションや学生が調べ発表をするアクティブラーニングを取り入れ、学生が主体的に学修に取り組む授業を実施している。語学の修得や情報処理操作などが伴う科目は、クラスを2つに分け、少人数で授業を展開し、学修効果を高めるための対応をしている。看護技術の習得のための学修では、少人数のグループによる演習の他に、いつでもどこからでも確認することができるe-ラーニングの導入をするとともに、新年度のオリエンテーションでe-ラーニングの使い方の説明をし、学生が誰でも活用できるように対応をしている。

2年次後期からは東京校舎での学修展開となるため、臨床教授等が参加した講義・演習を実施し、最先端の看護に触れる機会や、3年次の実習では、知っている顔に会うことによる緊張感の軽減を図っている。令和元(2019)年以前入学生の3年次には、実習の学習効果を確実なものにするため、課外学修として「トランディッション」と題して、実習でよく遭遇する事例を設定し、看護過程の展開の確認、口頭試問による確認などを行い、学生の確実な知識の修得および実習への不安軽減に取り組んでいる。

実習前後には、主な実習施設の指導者と「実習指導者連絡会議」を毎年実施し、実習前には実習指導方法などの確認、実習後には実習総括を共有し、実習指導者と教員が同じ認識のもと学生指導ができるよう体制の整備をしている。そのほかの実習施設には、実習担当教員が実習要項を持参し、実習内容・指導方法の確認をしている。このように、すべての実習施設が本学と同じ認識のもと実習指導ができるよう取り組んでいる。

令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた教育活動となり、Zoomによるリアルタイム遠隔授業の実施、感染対策を講じながら、学年別に対面授業を実施し、学修の継続と学生の不利益を最小にとどめるための取り組みをしている。令和2(2020)年度1年生は、実習が学内に変更となったため、看護教育ボランティアとして大学周辺の住民が患者役になる演習などリアリティある授業の工夫をしている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

グループワークやアクティブラーニングそして e-ラーニングの活用などは各科目が個々に取り入れている状況で、大学全体の実態は把握されていない。今後、実態把握とともにその効果の検証を実施し、授業改善に努める。

また、2つのカリキュラムが同時に運用されるため、学生の混乱がないように、学生への丁寧な説明をし、実施していく。

#### 【資料】

- 資料 3-2-1 シラバス
- 資料 3-2-2 2017 年度第 14 回教授会議事録 (再掲) (【資料 3-1-4】 参照)
- 資料 3-2-3 2020 年度第 1 回教授会議事録
- 資料 3-2-4 学生ハンドブック (p 7-8) (【資料 F-5】 参照)
- 資料 3-2-5 履修要項 (2020 年度以降入学生 p 2) (【資料 F-12】 参照)
- 資料 3-2-6 履修要項 (2019 年度以前入学生 p 6, 2020 年度以降入学生 p 8-9) (【資料 F-12】 参照)
- 資料 3-2-7 FD 資料
- 資料 3-2-8 大学ホームページ：学生生活 <https://www.saniku.ac.jp/>
- 資料 3-2-9 トランディッション資料
- 資料 3-2-10 2020 年度第 1 回第 2 回東京衛生アドベンチスト病院実習指導者連絡会議事録
- 資料 3-2-11 HP お知らせ：看護教育ボランティア授業紹介 <https://www.saniku.ac.jp/>

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学習成果の点検では、学期ごとに単位取得状況、GPA 取得状況を全教員が確認している。とともに、授業終了時に全科目を対象に行う「授業評価アンケート」、卒業時に行う「カリキュラム評価に関するアンケート」、国家試験の結果、就職状況から総合的に評価している。

授業評価アンケートでは、科目責任者が結果を参考にし、次年度の授業の改善に努めている。なお、令和 2 (2020) 年度「カリキュラム評価に関するアンケート」および 2020 年度後期「授業評価アンケート」は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施である。

令和元(2019)年度「カリキュラム評価に関するアンケート」(有効回答率 72.7%) では、ディプロマ・ポリシーの達成度について、「異文化を理解し国際看護に貢献できる能力」は 74.1%、「生涯を通して看護の現象について探求し自己研鑽する能力」は 84.6%の達成率であったが、その他の 5 項目については 9 割以上の回答者が達成できたと回答している。

学修成果の指標の一つの国家試験状況は表に示すとおりである。看護師国家試験は全国

平均より低いものの、保健師国家試験は過去2年間、全員が合格している。令和3(2021)年度入学生からは学力診断テストを実施し、学修センターと連携しながら、早い時期から学生の能力にあった指導ができるように取り組んでいく。

表 看護師・保健師国家試験結果

種別	受験年	受験者数	合格者数	合格率	全国平均 (新卒)
看護師	2021	31	28	90.3	95.4
	2020	36	31	86.3	96.3
	2019	44	38	86.4	94.7
保健師	2021	10	10	100.0	98.0
	2020	9	9	100.0	97.3
	2019	14	12	85.7	89.3

就職状況は、令和2(2020)年度卒業生で就職を希望する学生全員が就職し、1名が大学院へ進学している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生に対して実施している「授業評価アンケート」の結果について、科目責任者がコメントをしたものを冊子にまとめ、図書館へ配架し、学生が閲覧できるようにしている。アンケートの内容は、授業の内容のわかりやすさ、教材の適切性、教員の態度などで、授業の資質向上に向けた基礎資料として教員が活用している。また、学生自身が授業への準備状況など振り返りができる内容となっている。

学修成果の一つとして国家試験の合格がある。そのため、学生が確実に知識の修得ができるように国家試験対策を実施している。特に看護師国家試験対策では、模擬試験の結果やGPAの状況、対策の取り組み状況などから総合的に判断し、合格が危ぶまれる学生については、補習講義やアドバイザー教員による指導など強化するための対策を講じている。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

卒業時「カリキュラム評価に関するアンケート」や「授業評価アンケート」を確実に実施できる体制を整えるとともに、学生が結果をすぐに関覧できるように、令和3(2021)年度からは、ポータルサイトやホームページを効果的に活用し、その周知を図っていくことにしている。

授業の改善については、領域および科目担当者に任されており、学科全体としての分析はできていない。今後、IR室とも連携し、学科全体の総合的な分析を行い、資質向上に努めていくことが求められる。

卒業生は、高い率で看護師・保健師として社会へ排出しているが、今後、就職施設と連携し、卒業生の評価を行い、教育活動の基礎資料として活用を図っていく。

### 【基準 3 の自己評価】

本学の基礎的な考え方を示したディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを策定かつ周知ができています。それに基づいた教育の展開において厳正なもとで単位認定および卒業認定が規定に沿って行われている。

授業については、学生からの意見の収集とそれに基づいた改善が領域および科目担当者を中心に行われている。また、卒業時には、学修の修得度の確認を行っている。

以上のことから、「基準3 教育課程」を満たしている。

一方で、確実に授業評価や卒業時の学修成果ができる体制づくり及び結果について学生へ周知する方法などの課題改善へ取り組む。

また、卒業生が本学の求める看護職としての姿勢や能力を発揮しているか把握する必要があり、それらに取り組むことで、教育の改善を図り、質を高めるための教育を実践していく。

### 【資料】

資料 3-3-1 2020 年度授業評価アンケート(【資料 2-6-2】参照)

資料 3-3-2 カリキュラム評価に関するアンケート結果(【資料 2-6-5】参照)

## 基準 4 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、学校法人三育学院寄附行為の第2章目的第3条に定められているように、「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」教育研究機関である。この目的を実現するために、理事会のもとに運営委員会、さらには、教授会が置かれ、教育と研究に係る委員会が教授会のもとに組織されている。教授会には、教授のみならず全教員、さらには学長の判断で必要と認める場合には職員も構成員に加えることができる。また、本学の特色である宗教教育、学寮教育、労作教育、健康教育は学長のもとに、宗教教育委員会、学生委員会（寮監を含む）、労作委員会、食育委員会が置かれ、看護学部委員会との協働により教育活動を展開している。各委員会には事務を担う事務職員が配置されている。

特に、平成30（2018）年には、既存の学修センターに加え、宗教教育センター、保健センター、地域共創造センター（地域貢献）を新たに設置し、各部署に分散されていた機能が一か所に集中させ、責任窓口がより明確になった。さらに、同年度に大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設準備室を立ち上げ、令和2（2020）年4月には大学院の新設を迎えることとなった。

以上のように教育研究に係る教員組織またその協働に係る職員による事務組織は、学長が発揮するリーダーシップのもとに、本学の使命・目的・目標を実現するために組織され、機能している。

#### 【資料】

資料 4-1-1 学校法人三育学院 寄附行為 第2章 目的第3条（【資料 F-1】参照）

資料 4-1-2 規程集Ⅱ-17 運営委員会規程（【資料 F-9】参照）

資料 4-1-3 規程集Ⅱ-19 教授会規程（【資料 F-9】参照）

資料 4-1-4 規程集Ⅰ-3 三育学院大学運営組織図（【資料 F-9】参照）

資料 4-1-5 三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）認可書

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である、学則第 56 条に基づき、「運営委員会規程」において審議・決定されている。本委員会は、学長が議長となり、構成員として学部長、教務委員長、学生委員長、宗教教育委員長、事務長のほか、学長が必要と認めた者を加え、主な役職者により構成されていることにより、学内の意思決定が一元化することが図られている。議事は学則や規定等により、学生確保、教学関連事項、学則の改正、財務・経営、中長期計画の策定などが審議されている。これらの運営方針を各委員会に周知徹底するために、教授会において、学部長が議長として運営方針を説明し、必要に応じ具体的な方策を策定するよう各委員長に指示する。このように、学長は大学全体の運営方針を示し、それらの実現については、学部長や事務長に権限を分散する体制をとり、さらには各委員長にも実現化するよう権限を分散させ、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮している。

#### 【資料】

資料 4-1-6 規程集Ⅱ-17 運営委員会規程（【資料 F-9】参照）

資料 4-1-7 規程集Ⅱ-19 教授会規程（【資料 F-9】参照）

資料 4-1-8 規程集Ⅰ-3 三育学院大学運営組織図（【資料 F-9】参照）

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は大多喜キャンパスと東京校舎の 2 拠点で教育を行っているため、両拠点に教務担当職員を配置し、学生及び教員の対応にあたっている。責任者は学部長が主拠点としている東京校舎に配置し、週 1 日は大多喜キャンパスにて確認、打ち合わせ等を行っている。教務システムは Web システムを導入し、大多喜と東京のどちらでも同じ作業ができるようにしている他、シラバスや成績の登録は教員、履修登録は学生が直接行った後、学部長や職員によりチェックする体制として、職員の入力作業負担や単純ミス発生を軽減している。このため、コロナ禍によってリモート授業中心となった 2020 年度も混乱を少なくできたと考えている。また、その他の教員の事務作業支援のため、大多喜キャンパスに学部専属の職員（パート）を配置して、教員支援を行っている。

#### (3) 4-1 の改善・向上（将来計画）

大学の発展に伴い、組織の改編が行われてきたが、規定の改正や整備の遅れがみられる。そのために、現状に合わせた規定の整備は喫緊な課題である。

### 4-2 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員の全体構成

本学学部の収容定員は 200 人であり、大学設置基準を満たす教員数は 12 人（うち教授 6 人以上）である。令和 3（2021）5 月 1 日現在の学部教員数は、専任教員 29 人（教授・学長・副学長含む計 12 人・准教授 4 人・講師 9 人・助教 4 人）の体制であり、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた看護師学校としての教員数を満たすとともに教育目的を達成するために必要十分な教員数を確保している。

大学院設置基準を満たす教員数は、研究指導教員 6 人、（うち教授 4 人以上）、研究指導補助教員 6 人の 12 人である。令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の教員数は、研究指導教員 13 人（うち教授 12 人）、研究指導補助教員 2 人の 15 人であり、文部科学省指導の下大学院設置基準としての教員数を満たすとともに教育目的を達成するために必要十分な教員数を確保している。

2) 教員の採用・昇任等

本学の教員採用・昇任などについては、大学設置基準第 4 章「教員の資格」に準じ、「三育学院大学教員資格審査基準（Ⅱ-10-1）」を定め、助教以上の採用については、本学の教職員の人脈に加え、JRIC-IN-Portal などを活用して広く公募し候補者を募る。昇任については、各年度末に、全教員について教授、学部長、学長で検討し、昇任の要件を満たす候補者がいるとき、当該教員に業績の作成・提出し、応募するよう働きかける。申請があった場合には、規定に則り昇任の審査に入る。

3) 教員の年齢構成

本学の教員の年齢構成については、令和 3（2021）年 5 月 1 日現在の学部教員の年齢構成は次の通りである。専任教員 29 名中、30 歳から 39 歳の教員が 4 人（13.8%）、40 歳から 49 歳の教員が 9 人（31.0%）、50 歳から 59 歳の教員が 8 人（27.5%）、60 歳から 65 歳の教員が 3 人（10.3%）、66 歳以上の教員が 5 人（17.2%）であり、各年齢層の教員がバランスよく在籍し、教育研究活動においては経験豊富な専門性を備えた教員で充実した教育活動が展開できている。しかし、66 歳以上の教員も約 15%を占めていることから、教員の新規採用については、全教員の年齢構成を考慮し、可能な限り若手の教員を確保するよう配慮している。

4) 二校地（大多喜キャンパスと東京校舎）における教員の配置

本学の校地は、千葉県大多喜町の大多喜キャンパスと系列病院の敷地内にある東京校舎の二校地に分かれている。大多喜キャンパスでは 1 年次から 2 年次前期にかけて教養教育科目、専門基礎教育科目と基礎看護学などの一部の専門教育科目の学修が行われており、専任教員が 12 人（41.4%）を配置している。また、東京校舎では、2 年後期から 4 年前期まで主に看護学関連の科目及び看護学実習科目、発展科目の学修が行われており、専任教員は 17 人（58.6%）。授業の一部は教員の両校地間の移動を要するが、両校地における教員の配置は適切である。

特に、令和 2（2020）年度については、一部の対面授業を除き、大半はリモートや会議の大半はリモートにより実施されたので、ほぼ両校地の往来はなかった。

【資料】

資料 4-2-1 令和3(2021)年5月1日における専任教員の職位・領域別配置(学部)

資料 4-2-2 規程集Ⅱ-10 三育学院大学教員人事審議会規程(【資料F-9】参照)

資料 4-2-3 規程集Ⅱ-10-1 三育学院大学教員資格審査基準(【資料F-9】参照)

資料 4-2-4 規程集Ⅱ-10-2 三育学院大学教員資格審査内規(【資料F-9】参照)

資料 4-2-5 令和3(2021)年5月1日における専任教員の年齢構成(学部)

資料 4-2-6 令和3(2021)年5月1日における専任教員の二校地別の配置(学部)

【資料 4-2-1】 令和3(2021)年5月1日における専任教員の職位・領域別配置(学部)

領域		教授	准教授	講師	助教	助手	計(人・%)	
教養教育科目		3		2			5	17.2
専門基礎教育科目				1			1	3.4
専門教育科目	基礎看護学	2		3			5	17.2
	地域看護学	3			1		4	13.8
	成人看護学	2	1	3			6	20.6
	老年看護学	1			1		2	6.9
	小児看護学	1	1		1		3	11.0
	母性看護学		1		1		2	6.9
	精神看護学		1				1	3.4
計(人)		12	4	9	4	0	29	
%		41.4	13.8	31.0	13.8	0.0		100.0

【資料 4-2-5】 令和3(2021)年5月1日における専任教員の年齢構成(学部)

職位		66歳以上	60歳～ 65歳	50歳～ 59歳	40歳～ 49歳	30歳～ 39歳	合計
教授	人	5	3	3	1		12
	%						41.4%
准教授	人			2	2		4
	%						13.8%
講師	人			3	4	2	9
	%						31.0%
助教	人				2	2	4
	%						13.8%
助手	人					0	0
	%						0%
合計	人	5	3	8	9	4	29人
	%	17.2	10.3	27.7	31.0	13.8	100.0%

【資料 4-2-6】 令和 3(2021)年 5 月 1 日における専任教員の二校地別の配置

領域	大多喜キャンパス					東京校					合計
	教授	准教授	講師	助教	助手	教授	准教授	講師	助教	助手	
教養教育科目	3		2								5 (17.2%)
専門基礎教育科目			1								1 (3.4%)
専門教育科目	基礎看護学		3			2					5 (17.2%)
	地域看護学	2				1			1		4 (13.8%)
	成人看護学					2	1	3			6 (20.7%)
	老年看護学					1			1		2 (6.9%)
	小児看護学					1	1		1		3 (10.3%)
	母性看護学						1		1		2 (6.9%)
	精神看護学		1								1 (3.4%)
合計 (人)	5	1	6	0	0	7	3	3	4	0	29
(%)	12 (41.4%)					17 (58.6%)					100

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、大学の理念及び目的を達成するために、教育内容及び教育方法の改善や工夫教員の資質向上につながるよう、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき年 6~7 回の FD 研修を企画運営している。令和 2 (2020) 年度の実績は下表の通りである。

特に、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染の影響により、当初はどのように FD 研修会を開催したらよいか戸惑った。夏季に入り、リモート授業にも少し慣れてきた時期に、学内の有志の教員により、リモートによる授業方法に関する講演を試みに行った結果、好評であったため、その後、すべてリモートによる研修会の開催に切り替えた。また、外部講師との交渉が困難であったため、この年度の研修はすべて学内教員による研修を行った。

教育研修については、教務委員会で実施している授業評価をもとに、教員の学修ニーズを吸い上げ、企画運営している。また、単発的な研修に終わらず、成果として定着することを目指し、平成 30 (2018) 年度では、実習におけるルーブリックの活用を集中研修で取り上げ、その成果として成人及び老年看護学実習において作成し、実際活用されている。

#### 【資料】

資料 4-2-7 規程集 II-20-5 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程(【資料 F-9】参照)

資料 4-2-8a, b 令和 2 (2020) 年度実施した F D 研修会・研究懇話会一覧

資料 4-2-9 成人看護学実習Ⅱ ルーブリック評価表(2019)

資料 4-2-10 老年看護学実習Ⅱ ルーブリック評価表(2019)

【資料 4-2-8a】 令和 2 (2020) 年度実施した F D 研修会一覧

日 時	開催主体	テーマと概要	参加者
1)6月16日(火) 16:30-18:00	FD・教務委員会共催	遠隔授業における評価	22名
2)8月25日(火) 13:00-16:00	FD・教務委員会共催	遠隔授業実践例から学ぶ学生の習熟を図る授業と評価のあり方	26名
3)9月23日(月) 16:10-17:10	FD・研究推進委員会共催	研究倫理研修	21名
4)3月24日(水) 13:30~16:40	FD委員会主催	指定規則改正に伴う新カリキュラム施行における現状と課題(part1) ーアセスメントの枠組みと看護過程展開に必要な実習記録に焦点を当ててー	28名

【資料 4-2-8b】 令和 2 (2020) 年度実施した F D 研究懇話会一覧

日 時	開催主体	テーマ	参加者
1)11月11日(水) 14:30-15:30	FD・研究推進委員会共催	基盤研究(C)共同研究の紹介 ー看護小規模多機能型居宅介護事業の特性を踏まえた看護提供ー	21名
2)1月27日(水) 16:10-18:00	FD・研究推進委員会共催	査読って何?	27名

(3) 4-2 の改善・向上 (将来計画)

教員の新規採用・昇任について、65歳以上の教員の定年退職に伴い、若手がそれに伴い、計画的に育てることは重要な課題である。特に、修士課程の新設により、この課題は一層喫緊な課題と考える。また、FDプログラムについて、教員から体系的な企画運営の要望が出されたが、新規採用教員が令和 2 (2020) 年度に多数いたため、全体的に再検討している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では毎年12月に全職員参加のSD研修会を開催し、情報を共有し、職務遂行上の連携を図りながら教育理念の達成を目指している。学内SD研修の他、例年、日本私立大学協会や千葉県私立大学短期大学協会主催の研修会に参加し、職員の資質・能力向上の機会としているが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で研修会の多くが中止や時期変更となった上、コロナ対応に断続的に追われた1年であったため、オンライン（zoom）で行った学内SD研修以外の研修は少なかった。

その他、職員の資質向上のため職員にも研修費予算を設定し、各自の希望に応じた研修を受けられるようにしている。さらに、希望があれば資格取得や学位取得のための援助も行い、資質の向上に努めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年度はコロナ禍の影響でオンライン開催の学内SD研修以外は、ほとんど研修の機会がなかった。職員の業務も増えているが、オンライン開催も増えているため、計画的な研修参加を支援、推進していきたいと考えている。

日時	概要	参加者
12月28日(月) 14:30～16:30	1. 研修1 「ハラスメント防止研修」 2. 研修2 「三育学院大学・カレッジの現状と将来」	27名  27名

個別研修

日時	開催者	概要	参加者
4月24日(水)	NTTユーザ協会	フレッシュマン研修（オンライン）【資料4-3-2】	2名
7月1日～30日	(株)グレイプシティ	学校会計の研修会【基礎編】（オンライン）	1名
11月16日(月)	早稲田大学アカデミックソリューション	大学評価概論セミナー（オンライン）	1名

【資料】

資料4-3-1 学校法人三育学院 三育学院大学 ハラスメント防止研修

資料4-3-2 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 フレッシュマン研修

資料4-3-3 規程集Ⅱ-27-4 三育学院大学職員研修費規程（【資料F-9】参照）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年度はコロナ禍の影響でオンライン開催の学内SD研修以外は、ほとんど研修の機会がなかった。職員の業務も増えているが、オンライン開催も増えているため、計画的な研修参加を支援、推進していきたいと考えている。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、大学教員がその使命である教育研究活動を十分に実施できるよう研究環境を整備してきた。教員研究室として、講師以上には原則として個室、その他の教員にはパーティションで分けた研究室(共同研究室)が与えられている。各教員には PC、机 1 台、書架、テーブル 1 式(講師以上)など基本的な備品が整備されており、研究活動の場として支障はない。

図書館の蔵書として、令和 2 (2020)年度の大学院修士課程の設置に伴い、大学院の教育・研究に関する専門書が充実してきており、三育学院看護短期大学から受け継いできた、貴重な図書や雑誌類も継続しており、教育研究活動の支えとなっている。また、医学中央雑誌 WEB、メディカルオンライン、EBSCO Host、ナーシング・スキル、看護師国家試験問題 WEB などと契約しており、学内およびリモートアクセスを利用することで閲覧が可能となっている。また、臨床との共同研究を進めやすくするため、臨床教授・臨床准教授や臨床実習施設の看護職者にも図書館の利用を開放している。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、「三育学院大学研究倫理委員会規程」を定め、倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、「三育学院大学研究倫理審査申請手順」に従い、研究倫理審査委員会で厳正に審査している。

また、公的研究費の管理・運営、及び不正使用に関しては「三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン」、「三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン(要約版)」、及び「三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン」を定め、厳正に運用している。これらの厳格な運用を図り、不正行為防止のための適切な知識取得のため、毎年、全ての教員を対象に研究倫理研修会を FD 委員会と共同開催し、大学院研究科学生には必修科目の授業において講義するなど周知徹底を図っている。さらに、研究倫理申請に先んじて、研究者のコンプライアンス教育として日本学術振興会などによる「研究倫理 e-ラーニングコース」を利用した研究倫理に対する知識の充実化を図っている。

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員に対する主な研究活動支援費用は「三育学院大学教員研究費補助規程」に基づき、助手から教授まで職位に応じて、一般研究費として支給されている。この一般研究費は、

基本研究費と加算研究費に区分されており、加算研究費に関しては、前年度の研究業績に対してポイントが付与され、加算基準点に達した場合に支給される。

ポイントシステムに関しては、過去5年間「看護学部研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン」に基づき実施されてきたが、2021年度より「三育学院大学教員研究費補助規程」に関連づけて「研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン」として位置づけ実施している。2020年度については、ポイントシステム移行期であったため、この2つのポイントシステムを抛り所にして支給した結果、一般研究費支給額は、加算研究費分を含めて、教授が20万円、准教授が18万円、講師・助教が15万円、助手が12万円であった。使途については助成規程に定められ、学会出張などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認められており、個人的な研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、学内における研究活動、特に若手教員（講師以下）による研究活動を促進させる目的から、専任教員が共同で行う研究に対し、競争的資金として学内共同研究費を交付している「三育学院大学学内共同研究費助成規程」。審査は、教員の研究活動を推進する委員会管理「三育学院大学研究推進委員会規程」のもとで実施し、学長の責任において交付する。研究期間は原則1年とし、総額45万円を上限に交付し、使途は一般研究費に準じる。2020年度は、1件の応募があり、この1件が採択された。

更に学外からの研究費を獲得するため、独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金(科研費)、及び一般財団法人日本私立看護系大学協会の若手研究者研究助成の対象に本学の教員がなるように、研究推進委員会の研究推進チームが研究推進支援室(研究費管理事務)と連携し、研究費獲得のための支援を実施している「2020年度研究推進委員会活動報告」。2020年度の科研費獲得は新規3件であり、現在分担研究を含めて10件の外部資金による研究が遂行されており、今後は獲得件数を増やしていくことが重要と考えている。

これらに係る経費は、各団体から直接経費と間接経費が配分される。直接経費は、研究課題の遂行に必要な直接経費であり、物品の購入費、旅費、人件費など幅広く認められており、間接経費は、研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究機関向けの資金である。これらの研究費の適切な使用の監視とともに、研究者の研究環境の整備及び研究者への支援については、研究推進支援室(研究費管理事務)が研究推進委員会と連携協力し実施している。

#### 【資料】

- 資料4-4-1 大学院設置に伴う図書購入リスト
- 資料4-4-2 三育学院深沢記念図書館ホームページ：<https://saniku-lib.opac.jp/opac/Top>
- 資料4-4-3 三育学院大学研究倫理委員会規程
- 資料4-4-4 三育学院大学研究倫理審査申請手順
- 資料4-4-5 三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン
- 資料4-4-6 三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン(要約版)
- 資料4-4-7 三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン

- 資料4-4-8 三育学院大学教員研究費補助規程
- 資料 4-4-9 看護学部研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン
- 資料 4-4-10 研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン
- 資料 4-4-11 三育学院大学学内共同研究費助成規程
- 資料 4-4-12 三育学院大学研究推進委員会規程
- 資料 4-4-13 2020 年度研究推進委員会活動報告 P2～P4

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動を充実させ、学生の学修に還元できるような研究支援体制や環境整備を進め、中堅・若手教員の育成に取り組む。特に、令和2（2020）年度より改訂施行をした「三育学院大学学内共同研究費助成」制度については、一般研究費とは別に研究費を支給する制度であり、積極的に活用することで研究活動の促進を行う。また、科研費などの外部の競争的資金獲得に向けた支援として、研究推進委員会と研究推進支援室が連携して研究推進事業を継続する。

### 【基準 4 の自己評価】

本学の教学マネジメントの効率化を図るためのセンター化、また、大学のレベルアップを図るための大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の開設において、学長のリーダーシップの下で遂行されてきた。教学マネジメントが一元的かつ自律的に運用できるよう権限の適切な分散と責任の明確化が行われ、各委員会とも教員と職員が協働している。

教員の配置については、人数は学部、大学院研究科ともに設置基準を十分に満たしており、職位や年齢構成、二校地への配置も適正である。職員は教員と協働するよう適正配置されている。

教職員の質向上に向けて FD と SD が各々の規定に則り、教職員のニーズに呼応する全体研修と個人研修を実施している。

研究支援については、大学院研究科の開設と軌を一にして、研究能力に優れた教員が多数新規採用され、研究推進委員会規程をはじめ、規定の新規設定や見直しにより、研究懇話会の開催、科研の研究代表者及び分担者の大幅増、紀要投稿数の増加傾向などから、研究活動が活性化され、成果も見受けられる。

以上のことから、「基準 4 教員・職員」を満たしている。

今後の課題として、大学院研究科教員の定年退職に伴い、教育の質担保をするために、若手の育成を中長期的に計画的に取り組むことは重要である。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

学校法人三育学院は、寄附行為第 3 条にて「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする。」としている。

三育学院大学は学校法人三育学院の高等教育機関として平成 20 (2008) 年度に開学した。開学以来、教育基本法及び学校教育法、私立学校教育法を遵守し、学則及び学内諸規程を整備し、法令を遵守して誠実に経営を行っている。

学校経営上、また本学の使命を完遂する上で、管理職や役員（理事・評議員・監事）が個人的な利益を優先することがないように利益相反について規定し、毎年利益相反同意書を交わし、経営規律を遵守し、職務を誠実に勤めることを求めている。

また寄附行為及び法人の諸規程に違反する行為またはその恐れがある場合、早期に発見し、問題を速やかに是正することが出来るように公益通報に関する規程を整備している。

#### **【資料】**

資料 5-1-1 学校法人三育学院寄附行為（【資料 F-1】参照）

資料 5-1-2 三育学院大学学則（【資料 F-3】参照）

資料 5-1-3 規程集Ⅳ-26-1 利益相反または職務相反に関する規程（【資料 F-9】参照）

資料 5-1-4 規程集Ⅱ-24 公益通報等に関する規程（【資料 F-9】参照）

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

理事会が法人の最高決議機関である。理事は寄附行為で 10～14 名と定めており、大学学長、法人事務局長、大学看護学部長、評議員会から選任された者及び理事会選任の学識経験者である。現在は法人内部理事（常勤）7 名、非常勤理事が 6 名の計 13 名であり、機能的に理事会を運営することにより寄附行為に定める目的達成を目指している。定例理事会は年 6 回開催し、法人並びに各設置校に関する重要な案件を審議している。

理事会が開催されない月には寄附行為第 15 条に定めた常任理事会を開催し、機動的な審議を行っている。

また、諮問機関として寄附行為第 18 条に基づいて評議員会を設置し、年 2 回(5 月、3 月)の定期開催の他、重要事項については随時開催し、審議を行っている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

三育学院大学は「環境にやさしいエコキャンパスの実現」を掲げ、自然に囲まれた広大な敷地も農薬を利用せずに植栽等の管理を行い、自然環境に優しいキャンパス維持に努めている。また節電に心がけ、学内の主電源装置（キュービクル）に消費電力を計測する装置を装着した。その結果、電気量測定装置装着以前よりも約3割電力を削減してきた。クールビズなども推奨し、定期的な学内パトロール、学生を含めた省エネの啓蒙教育などを展開し、エコで環境にやさしいキャンパス実現をめざし努力している。

本学は日本の大学でも数少ない寮教育を基本とした大学である。学生は学内に設置されている寮に居住し教育を受けている。教職員の多くはキャンパスに隣接する教職員住宅に居住し学生の安全に対応できる体制である。

学生や教職員の人権については、三育学院大学ハラスメント防止に関する規程が整備され、学生や教職員の基本的な人権が保護されている。アカデミックハラスメントやパワーハラスメントその他の人権侵害が発生した場合には、適切に対応できるよう「ハラスメント対策委員会」が設置されている。

安全については寮教育をベースとする大学であることから、防犯、地震、火災、そして食の安全も従前より力を入れている。防犯については、大多喜キャンパスは自然に囲まれた田園地域のため安全であるが、敷地をフェンスで囲い、重要施設には警備会社のセキュリティシステムを導入している。一方、東京校舎は都市部にあるため、校舎の出入口に指紋認証セキュリティシステムを導入し万全を期している。耐震については東日本大震災以前から耐震検査を行い安全と施設管理に心がけている。火災については、施設設備の整備はもとより、大学・寮において毎年防災訓練、退避訓練を実施し不測の事態に備えている。食については、食材を都心より業者を通じて調達していたが、震災時でも供給が可能な近隣の農家から米と野菜を仕入れ、危機管理体制を整えている。

看護の実習時には学外の施設を使用している場合もあり、不測の事態に備え危機管理マニュアルを整備し、実習前に指導を行っている。

#### 【資料】

資料 5-1-5 規程集Ⅱ-25 ハラスメント防止に関する規程（【資料F-9】参照）

資料 5-1-6 臨地実習要項【基本事項】 XII. 災害発生時の対応

#### (3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律及び誠実性については、経営の基本的な点であり、使命・目的の実現への継続的努力も含めて、法令を遵守しながら取り組む。

使命・目的の実現へは、本法人の教育理念に沿った学生の安定確保のため、中等教育のさらなる発展強化を計画している。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

学校法人三育学院では理事会が法人の最高決議機関であり、機能的に理事会を運営することにより寄附行為の第3条に定める目的達成を目指している。

理事は寄附行為で10～14名と定めており、各選任区分の理事構成は、第1号理事は三育学院大学学長、第2号理事は学校法人事務局長、第3号理事は三育学院大学看護学部長、第4号理事は評議員会から選任した者2名、第5号理事は理事会が選任した者5～9名である。現在は学校法人内部理事（常勤）7名、非常勤理事が6名の計13名であり、いずれの理事も寄附行為にしたがって、適正に選任されている。監事は弁護士・公認会計士の資格を持つ学識経験者と、経営経験豊富な食品会社社長の2名である。監事は理事会に出席し、貴重な学校運営上の意見・アドバイスを提供している。

理事会は年6回（5月、7月、9月、11月、2月、3月）開催している。予算、決算については私立学校法第42条に定められている通り適正に運営している。理事会では法人並びに各設置校に関する重要な案件を審議している。また、理事会の開催されない月には、機動的に審議するために寄附行為に定めた常任理事会を開催している。

**【資料】**

資料 5-2-1 学校法人三育学院寄附行為（【資料 F-1】参照）

資料 5-2-2 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（【資料 F-10】参照）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人三育学院は幼稚園から大学院、専門学校まで全学種を設置しているため、理事定数は14名となっている（現員は13名）。理事会の議案についても幼稚園から大学までの幅広い案件が審議されている。現在では、初等、中等、高等などの担当理事を設け理事間での連携を図りながら、理事会または常任理事会を毎月開催している。現在担当理事が設置校間をまとめているが、新型コロナウイルス感染症によってオンライン会議体制が急速に進んだことにより、設置校間の連絡会議なども開催しやすくなり、様々な事態への対応を迅速に決定できる体制が進んでいるため、これをさらに整理、充実させていく予定である。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性**

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

三育学院大学は単科大学であり、管理運営を担当する運営委員会と、教学を担当する教

授会の二つの組織が互いに協力・補完し合いながら運営している。運営委員会は毎月2回（定例）開催し、学内の重要な案件を審議し、人事及び学校経営上の重要案件については理事会及び常任理事会において具申し、コミュニケーションを密に取っている。

教授会は毎月1回開催し、運営委員会の長である学長も出席して学部長との連携を図り、必要に応じて、運営委員会、理事会への報告を行っている。

また、法人事務局が大学事務局を兼ねているため、意思決定は円滑に行われている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人事務局長が大学事務長を兼務しているが、傘下の学校数が多いため、大学の管理運営実務責任者として事務次長を2名配置し、相互チェックを行っている。また、大多喜町に移転開設した三育学院中学校の校長が常務理事のため、初等中等部門との連携確認を行っている。理事長及び監事は非常勤であるが、学長、常務理事、法人事務局長から随時各校の状況について報告し、学校運営・管理上の確認およびアドバイスを受けている。

#### 【資料】

資料 5-3-1 三育学院大学学則 第54条、第59条（【資料 F-3】参照）

資料 5-3-2 規程集Ⅱ-17 運営委員会規程（【資料 F-9】参照）

資料 5-3-3 規程集Ⅱ-19 教授会規程（【資料 F-9】参照）

#### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

傘下の学校数が多いため、法人部門のチェック機能をバランス良く強化できるよう体制の見直しを検討している。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

#### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成26(2014)年3月の理事会において承認された中期計画の最終年度の平成30(2018)年7月に、それまでの進捗及び環境の変化をふまえ、1年前倒しで中期計画を更新して平成30(2018)年度からの第2次中期計画を策定し、目標を「教学」「学生支援」「学生募集」「社会貢献と情報公開」「管理運営と財務体質改善」の5分野別に定めた。具体的には、学生の安定確保のための学習環境改善策として東京2学年プロジェクトを決定し、設立母体である宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団や主要実習病院である東京衛生アドベンチスト病院の支援も受け、平成30(2018)年夏に東京の校舎を1棟新築し、2年次後期から4年次前期までの2年間を東京校舎で学修（実習含）する環境を整えた。令和2(2020)年度には大学院（看護学研究科修士課程）を設置し、希望者が卒業後さらに深い

研究を継続できる環境を整えた。また、大多喜町の協力を得て、閉校となった旧町立中学校施設を借り受けて、法人傘下の全寮制中学校の一つを茨城県行方市から大多喜町へ移転し、事務機能の統合や大学キャンパス施設の一部（主として寮、食堂）共用により、人財や施設運用の効率化を進めている。

【資料】

資料 5-4-1 学校法人三育学院 三育学院大学 第2次中期（経営改善）計画

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 29（2017）年度に本法人の設立母体である宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団からの特別な寄付を受け、2018～2020 年度にかけて第2次中期計画に基づく東京校舎新築、大学院設置、中学校移転等の大きな施設設備投資を行ったため、一時的に資金残高が減少しているが、大学院完成年度以降は徐々に回復する見込である。また、その間の大学単独の収支差額はマイナスとなったが、新入生は安定的に定員を上回って確保し、収入は増加傾向にある。

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策のため特別経営委員会を設置し、教職員手当の見直しや経費抑制等による収支改善に取り組んだ。しかし、リモート授業の開始等、カリキュラムを大幅に変更することになった影響で想定外の支出が増加し、経常収支差額は縮小したものの引き続きマイナスとなった。

【資料】

資料 5-4-2 学校法人三育学院財務計算書類（【資料 F-11】参照）

資料 5-4-3 三育学院大学事業活動収支の推移（2016-2021 年度）

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による感染防止対応等が昨年度と同様、継続することによる経営的不確実性も残るが、投資計画の抑制・不要不出の費用経費削減等を実施するによって収支改善を図っている。令和 4（2022）年度以降は、引き続き新入生の安定確保に向けて募集活動を強化する一方、学部と大学院の教員の授業分担効率化による人件費・管理経費コスト圧縮の他、学生寮・アパートの運用見直し等による経費削減も進め、安定的に経常収支バランスを確保する計画である。

また、本法人の教育理念に沿った学生の安定確保のため、中等教育のさらなる発展強化を計画している。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

## (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人では、学校法人会計基準に則った会計処理及び計算書作成を行っており、平成 27 年度改正以降は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表を作成している。また、実務上の指針として「学校法人三育学院経理規程」、「学校法人三育学院経理規程内規」【資料 5-5-2】を定め、会計処理を行っている。

具体的実務処理は、各校事務担当者において証憑書類を確認の上、学校会計基準に準拠した会計システムであるレーザー学校会計により仕訳処理し、上長が確認を行っている。その後、試算表等を確認して、法人事務局長へ報告・確認が行われている。よって、本学の会計は文部科学省の定める学校法人会計基準、ならびに学校法人経理規程に則って会計処理を実施しており、適正に処理されている。

このようにして作成された資料を基に予算の執行状況を確認し、必要に応じて補正予算編成を行い、予算と決算とに大きな隔たりがないように努めている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は公認会計士による定期監査により、試算表、元帳、証憑書類等の確認を受けている。決算監査時には、監事が公認会計士監査に立ち会い、意見交換を行っている。また、公認会計士による定期監査に加え、本法人の設立母体である宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団の監査部門による内部監査が定期的に行われている。この内部監査は、アメリカの宗教法人総本部の定める財務方針（IFRS 準拠）に則っており、内部統制機能、財務分析の確認を含め厳正な監査体制が整備されている。

#### 【資料】

資料 5-5-1 規程集IV-3 学校法人三育学院経理規程（【資料 F-9】参照）

資料 5-5-2 規程集IV-3-1 経理規程内規（【資料 F-9】参照）

## (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人傘下の学校は大学も含めて小規模であるが学校数が多く、また各校設立の経緯から会計処理を各校現場に分散して行っているため、会計処理の進捗に学校間の差があり、法人全体の状況把握に時間を要している。理事、監事、学内関係者へ経営状況をより早く報告できるよう会計処理を迅速化するため、法人事務局を中心とした体制の見直しを検討している。

### 【基準 5 の自己評価】

本学は建学の精神や使命実現のため、寄附行為や諸法令、学内の諸規則に従い、規律と誠実性をもって学校運営を行っている。大学については、管理運営を担当する運営委員会と、教学を担当する教授会の二つの組織が互いに協力・補完し合いながら運営している。法人としては傘下に小規模学校を多数抱えているため、最高意思決定機関である理事会は、迅速かつ戦略的に対応するため常任理事会も開催し、機動的に審議を行っている。

大学財政については、中期計画による大きな投資のため赤字が続いているが、令和 4

(2022)年度以降は人件費コスト削減と学生寮見直し等により、収支バランスを改善できると判断している。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学においては、建学の精神・教育理念に示す「全人的人間回復をめざす看護師、保健師を育成し、以って広く社会に貢献すること」を教育の使命とし、その目的にかなう教育・研究水準の質を維持向上させ、社会的使命を果たすことを目的としている。そしてこの目的を達成するために、自己点検・評価の取り組みが重要であることを踏まえ、自主的・自律的な検証や質保証の規定を学則第 2 条に設け取り組みを行っている。

内部質保証のための組織として、学長を委員長とする「三育学院大学自己点検評価委員会」を置き、規定に基づき、経営や管理等を含む大学全体について継続的な活動を通じて、その結果を改革・改善につながる活動が行われている。当該委員会の委員は、副学長、学部長、学部長補佐、事務長、学生委員長、教務委員長、宗教センター長、大学運営委員会が任命する教員及び職員、作業部会長で構成している。

点検・評価項目においては、使命・目的、学生、教育課程、教員・職員、内部質保証、独自基準と自己点検・評価、特記事項を含む。評価結果の活用は、運営委員会および教授会において審議検討され、教育研究活動の質向上と能力開発に活用されている。

責任体制においては、大学組織図、及び全学体制に明示されている通り、学長の責任下に体制が構築されている。

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の充実と向上のため、各委員会より広く意見の提出を求め、教授会で定期審議を行い大学運営の判断材料としている。今後の課題としては、PDCA サイクルの実質化とチェック体制の改善である。更に、中間報告を実施し、年度報告と合わせ年度計画の作成や修正への活用を促進することである。

#### 【資料】

資料 6-1-1 建学の精神・教育理念（【資料 F-5】参照）

資料 6-1-2 三育学院大学学則 2 条（【資料 F-3】参照）

資料 6-1-3 規程集Ⅱ-1 自己点検・評価委員会規程（【資料 F-9】参照）

資料 6-1-4 2020 年度三育学院大学学部教授会議事録（報告事項 0728-1）

資料 6-1-5 2020 年学生ハンドブック組織図

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では内部質保証のために自主的・自立的な自己点検評価を行っている。教育の質については、学生による授業および実習の評価を学期ごとに実施し、評価結果は教育の質向上の資料として活用している。また教育・研究・社会貢献に関する学内全体の活動については、関連する委員会が年度初めに活動計画報告を行い共有し、年度末には活動結果を年報で報告している。更に、設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会による自己点検評価を実施している。また、FD や SD の取り組みについては、研修評価アンケートを実施し研修の質向上に努めている。それぞれの結果は学内では運営委員会、教授会などで共有され、質向上活動として FD 委員会、SD 委員会、教務委員会、学生委員会などで活動に反映されている。学外への公表は年報またホームページで学校教育情報として公開している。

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

内部質保証のため、IR(Institutional Research)委員会は、入学時高校評定値、入学時基礎学力テスト結果、GPA、国家試験模試結果、国家試験合格結果などを収集し分析を行っている。それらの結果は、教授会、教務委員会、国家試験対策委員会、学年アドバイザーなどにより共有し、学生生活の動向などの情報も合わせ、教育活動の改善に活用している。

#### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、日本高等教育評価機構が示す大学評価基準をもとに認証評価を実施し、自己点検評価書の作成については、自己点検評価委員会において活動を継続する。また、教育・研究・社会貢献に関連する各種委員会活動においては、年度内の経過報告を実施し、PDCA サイクルによる教育・研究活動の質改善の推進体制を強化して行く。IR 委員会は、現行行っている入学時高校評定値、入学時基礎学力テスト結果、GPA、国家試験模試結果、国家試験合格結果の分析を継続し、学修支援、国家試験対策支援など教育活動の質向上に努める。

#### 【資料】

資料 6-2-1 2015-2019 授業評価アンケート

資料 6-2-2 2015-2019 実習評価アンケート

資料 6-2-3 2020 年度第 2 回教授会議事録（4 ページ）

資料 6-2-4 2021（令和 3）年三育学院大学年報発刊に関する規程

資料 6-2-5 Self-study Report for Saniku Gakuin College 2019, p. 10（【資料 1-1-4】参照）

資料 6-2-6 2020 年度第 6 回 FD 研修評価アンケート

資料 6-2-7 2020 年度 4 年生模試結果に関する分析

資料 6-2-8 入学時テスト結果と GPA の相関分析 (2017-2019 年度生)

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを看護学部、および大学院看護学研究科に定めており、本学ホームページ、看護学部履修要項、大学院履修要項により学内外に周知し、教職員に共有されている。

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、各領域より選出された教務委員会の主導により、教育課程、成績評価、授業計画等に関する課題について、全学的な視点で検討している。検討結果は、教授会、運営委員会の上位の会議体により審議され、決定している。アドミッション・ポリシーについては、運営委員会により検討がなされ、決定している。

平成30 (2018) 年度より、各部門(委員会、領域)が学長の年度目標に基づいた年間活動目標を作成し、年度末には目標に対する結果報告の実施を始めており、学部、事務局、図書館等におけるPDCA サイクルの仕組みを確立している。また、当該年度の報告を年報としてまとめ、全教職員に配布している。

自己点検評価委員会は、これらのポリシー変更について相互の関連性を確認して検討し、PDCA サイクルが具体的に機能するよう努めている。自己点検評価書は、日本高等教育評価機構の評価の視点等を念頭に作成し、教授会にて報告し、関係する部署や事務局において改善実施策の検討を行っている。

看護学部では、平成28 (2016) 年度より、教務委員会「カリキュラムワーキンググループ」において、教育課程の評価をもとにカリキュラムの検討を行っており、指定規則の変更(昨年度)を視野に入れながら、カリキュラム変更を行い、令和2 (2020) 年度から新たな教育課程で教育を展開している。

本学大学院(修士課程)は、令和2年4月に開設し、本年(令和3年)度が完成年度で、5月末には2年目の設置計画履行状況調査報告書を提出した。付された意見に対して改善策を講じてきた結果、令和2 (2020) 年度の報告において、開学時からの附帯事項2点のうち1点は解消され、ほぼ順調な履行状況である。残り1点「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること」という改善意見が継続されたが、本年度末には定年を越える教員の退職予定があり、大教員担当の新規採用の予定もあり、これらを着実に実行する。

**【資料】**

- 資料6-3-1 2020年度看護学科1年生用履修要項(p2-4)、2020年度看護学科2年生以上履修要項(p2-3)
- 資料6-3-2 2020年度大学院履修要綱 (p5-6)
- 資料6-3-3 規程集Ⅱ-20-2 三育学院大学看護学部教務委員会規程 (【資料F-9】参照)
- 資料6-3-4 規程集Ⅱ-19 教授会規程 (【資料F-9】参照)
- 資料6-3-5 規程集Ⅱ-17 運営委員会規程 (【資料F-9】参照)
- 資料6-3-6 年報\_2019
- 資料6-3-7 規程集Ⅱ-1 自己点検評価委員会規程 (【資料F-9】参照)
- 資料6-3-8 2019第2回教務委員会議事録
- 資料6-3-9 2019年度第2回看護学部教授会議事録
- 資料6-3-10 三育学院大学学則(別表第1、別表第2) (【資料F-3】参照)
- 資料6-3-11 三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻(M) [認可] 設置計画履行状況報告書

**(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)**

本学の学部入学者数では、令和3(2021)年度に定員割れとなっており、入試委員会の指導で、全学的に新たな取り組みを検討する必要がある。入試委員会においては、アドミッション・ポリシーの検討を担うなど、規程の作成・見直しをはかり、委員会体制を強化する。今年度末の大学院完成年度を踏まえ、改善事項を着実に実施する。

**【基準6の自己評価】**

本学では、学部、大学院、各委員会、事務局の各レベルにおいて検討された事項が教授会(学部教授会、大学院教授会)に提案され、最重要事項は運営委員会において決定される仕組みとなっており、その過程において多重的に点検・評価が為され、責任体制も明確である。

以上のことから基準6を満たしていると判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 全人的教育

##### A-1. キリスト教教育

##### A-1-① キリスト教教育の充実

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① キリスト教教育の充実

本学の教育は、霊性、知性、身体の最大限の発達と共に、円満な人間形成を実現することを建学の精神としている。大学は、知の拠点としての役割を果たすために、教育、研究に取り組むことは当然である。同時に本学の使命・目的である円満な人間形成を通して、全人的看護の実践者となるための特色ある取組が、キリスト教教育、学寮教育、労作教育、そして健康教育である。

キリスト教科目の設置と共に充実したキリスト教教育プログラムが実践されている。また、月曜日から金曜日まで毎朝実施されている教職員の朝礼では、讃美歌を歌い、祈りと共に聖書が読まれている。キリスト教教育の担い手としての教職員の日々の研鑽が行われ、キリスト教教育の充実が図られている。

本学の教育の土台がキリスト教に置かれていることは、建学の精神、教育目的また教育目標に明示されている。聖書の示す、愛と奉仕の精神に基づいた人間理解は、本学が目指す全人的看護であるホリスティック・ナーシングの要である。キリスト教教育の実施にあたっては、大学チャプレン（大学付牧師）三育学院教会牧師、東京校舎に隣接する天沼教会の牧師、副牧師がキャンパスミニストリーセンター（以下 CMC）の学生スタッフと共にプログラムの企画運営を担当している。

またキリスト教科目として1年次に履修するキリスト教科目であるキリスト教概論では、学生のキリスト教背景に合わせてクラス分けを行い、キリスト教を初めて学ぶ学生でも理解できるよう配慮している。2年次以降は、それぞれのニーズと背景に合わせてキリスト教科目を学生が選択するようになっている。

さらに学寮教育における朝夕の礼拝、教会との連携により行われる祈祷会、安息日礼拝（聖日礼拝）、金曜日の夕礼拝など学生が選択できる多様なプログラムが提供されている。

毎学期大多喜と東京で行われるバイブルウイークは、学生たちが人生を深く考え、他者を理解し、全人的看護の実践者として成長する機会となっている。

##### 【資料】

資料 A-1-1 学生ハンドブック p56-57（【資料 F-5】参照）

資料 A-1-2 バイブルウイークプログラム、役割担当表

資料 A-1-3 朝礼担当表

資料 A-1-4 「聖書は語り続けています」セブンスデー・アドベンチスト教会  
紹介パンフレット、ポスター

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

キリスト教教育の充実をはかるために学生の全人的ニーズを的確に捉え、キリスト教プログラムに反映する必要がある。そのためには、同一キャンパスで学ぶ専門学校三育学院カレッジ神学科との連携が有効であると考えている。既にCMCでは、看護学生と神学生が協力してプログラムの企画実施にあっている。

東京校舎においては、隣接する天沼教会の牧師、副牧師が東京の宗教教育活動を担当しており、地域への奉仕、幼児、児童のプログラムに学生がボランティアとして参加し、キリスト教教育の充実が図られている。また、全人的教育をキリスト教教育からその充実を図る大学専任のチャプレンの採用についても検討している。

## A-2. 学寮教育の充実

### A-2-① 全人的教育における学寮教育の位置づけとその有効性

### A-2-② 特色ある学寮教育の位置づけ及びその有効性

#### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

#### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### A-2-① 全人的教育における学寮教育の位置づけとその有効性

本学は、学科教育、キリスト教教育、労作教育、健康教育と共に、全人的教育を達成するための教育課程の一つの柱として、コミュニケーション能力を身につける場として学寮教育を位置づけている。学寮教育では、学生が、共同生活を通して、キリスト教教育、労作教育、健康教育を経験的に学修する充実した機会を提供している。寮は、大多喜のキャンパス内にミルテ寮、カレッジホールの二寮が設置されている。それぞれの寮には、寮監が配置されている。各寮において、学生が寮役員として寮監を補佐する体制を導入し、リーダーシップや自治のあり様について学ぶ機会を提供している。

東京校舎では、学寮とは異なるが、アパート形式のサフランハイツが校舎から徒歩5分程度の距離にあるほか、バスで約30分のところにオリーブハイツを用意し、遠方の学生の便宜を図っている。ハイツでは、寮経験を生かし自治体制をとっている。

本学の寮は単なる生活の場ではなく、全人的教育の場であり、三育教育において大きな役割を果たしている。またその目的を達成するために以下の寮生活の目的を定め、寮運営を行っている。

#### 「寮生活の目的」

寮生は、本学の学生としての品位を保ちながら、それぞれの理想や目標を寮生活において実現する努力をする。

- 1 寮生は、寮運営に参加することによって、自主的自己管理の能力を涵養する。
- 2 寮生は、団体生活の中で相互理解を深め社会性を培う。

【資料】

資料 A-2-1 学寮規程 学生ハンドブック p62-64 (【資料 F-5】参照)

**A-2-② 特色ある学寮教育の位置づけ及びその有効性**

学寮教育の有効性については、学生が、友人を見つけ、自己理解や他者理解を深め、コミュニケーション能力・挨拶・マナー等を向上させ、自らの成長を体験している様子が見えてくる。通学も可能だが、ほとんどの寮生が寮生活の継続を希望している。その一番の理由は、学年や学科を超えて寮生が経験する「成長」の体験にあると理解している。学年・学科を超えた仲間と切磋琢磨しながら、自らの成長を実感している様子がわかる。このことは、自己のアイデンティティ形成、コミュニケーション能力や問題解決能力の向上につながり、本学の目指す全人的教育に有効であると解している。

学寮教育の目標実現のための心得は以下の通りである。

「寮生活の心得」

- 1 命が与えられていることに気づく
- 2 犠牲の上に生かされていることを知る
- 3 信じて生きていることを理解する
- 4 祈る心を大切にする
- 5 愛の深さを学ぶ
- 6 自由であることの喜びと責任の重さを経験する
- 7 忍耐と謙虚さを身に付ける
- 8 善なるものを選ぶ
- 9 使命について考える
- 10 感謝する心をもつ

【資料】

資料 A-2-2 令和 2(2020)年度 大多喜キャンパスでの生活に関する調査結果

**(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)**

本学の大多喜キャンパスにおける寮について、単なる宿泊施設ではなく、寮生が生活を通して互いに学び合い成長する教育の場と捉えている。本学は 1928 年の創立以来、患者様の体だけでなく心に寄り添う全人的看護を実践する看護専門職者の育成に取り組み続けている。全人的看護を実現するためには、看護師自身が全人的に成熟している必要がある。

学生たちは、寮生活の中で自分自身の弱さと向き合うことを余儀なくされる時、共に寄り添い、祈ってくれる友に気づき、支えられる経験を通して癒され、自らも誰かの力になる経験をする中で、全人的に人と関わるとはどういうことか、全人的癒しとは何かを、己の全存在を通して学び取っていく。

学寮ではこれまで生きてきた環境も生活も異なる者同士が同じ空間の中で生きる日常の中では、様々な問題や課題が発生するが、日常の生活の中で互いに思いやり、「どのような

行動が適切か、自分で考え、決めて、実行する能力」が鍛えられていく。

そのために、次のような取り組みを行っている。

- ・寮役員教育（リーダー育成）
- ・ループリックによる自己評価
- ・問題解決に向けての寮会の活性化
- ・小グループによる振り返りと学び合い

#### 【資料】

資料 A-2-3 ミルテ寮役員マニュアル 2020

資料 A-2-4 オンライン保護者会(1年生)寮監によるプレゼンテーション資料

資料 A-2-5 2020 年度三育学院大学ミルテ寮 評価基準表

資料 A-2-6 ミルテ寮 2021 年度 寮のしおり

### A-3. 労作教育の充実

#### A-3-① 労作教育の主旨、目的、目標と意義

#### A-3-② 労作プログラムの内容およびその方法

##### (1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-3-① 労作教育の主旨、目的、目標と意義

労作教育は、本学の4つ特色教育の一である。特色教育は、本学の他大学にない付加価値であると共に本学の使命および教育目標の達成に寄与する特別プログラムである。この労作教育充実のため、2020 年度後期より新プログラムの運用を開始した。

新型コロナウイルス感染症拡大のため限られた期間であったが労作教育の充実に向けて一步を踏み出すことが出来たと考えている。また、2021 年度には、2020 年度に労作教育を経験した2年生の一部が1年生の指導にあたり、さらなる充実を目指して労作教育が実施されている。

##### 1) 主旨

- 1) 人間形成\*（人間の全体的な回復）
- 2) 奉仕する人物の育成（貢献し得る人物を育成）

\* 「人が人として生まれ、人として育ち、育てられていくプロセスの全体を指す」

##### 2) 教育目的

「労作教育は、宗教教育、学寮（生活）教育、健康教育及び学科教育と並んで、本学の建学の精神（ミッションステートメント）を遂行する教育課程の柱であり、本学の特色である。労作教育は、「全人的回復」、「広く社会に貢献する」人物の育成を目的とする。

##### 3) 教育目標

- ・働く習慣を育む

- ・自ら思考し行動する能力を育成する
- ・自然に触れる機会を通して学び、感じる

【資料】

資料 A-3-1 2021 年度労作教育プログラム運用ハンドブック

資料 A-3-2 2021 年度 学生ハンドブック p6 (【資料 F-5】 参照)

**A-3-② 労作プログラムの内容およびその方法**

労作プログラムは理論学習、労作実践と地域交流活動によって構成される。

1) 理論学習

労作教育において、学生が自ら思考し、行動するために以下の理論学習を行う。

表1 理論学習の内容

内容	詳細	担当者
労作の意義と目的および歴史	Mission Statement に基づく労作教育の概要を学ぶ	労作教育委員会
技術学習 (作業に必要な情報の提供、演習を含む)	① 『農園芸』に関する知識と技術の学習 (演習を含む) ・道具：使用方法、管理方法 ・植物に関する知識：花を植えるプロセス ・草木の剪定：植木の手入れのプロセス ② 環境の理解 ・雑草、樹木を通して環境を理解する ・芝生の手入れ	
労作計画立案	① 計画の立案 ② 実践記録の取り方、まとめ方	
労作成果発表会	各チームの労作記録を発表し学習成果を確認	

2) 労作実践

労作実践は、対象学年である1年次の学生を1年生全員グループに分け、割り当てられた場所で園芸、剪定、芝の管理を行う。

3) 地域交流活動 (後期から実施予定)

社会に貢献する人物の育成のため、大多喜町と御宿町で地域交流活動を行う。

4) 評価

評価は、以下の3項目で行い、評定は「P (合格)」、「F (不合格)」の二段階とする。

ルーブリック評価

- ・労作教育目標をルーブリック化
- ・自己評価とする
- ・高度な技術的要素は求めない

目 標		評価の基準			
分野	具体的な達成目標	目標を達成 3点	概ね目標を達成 2点	改善が期待される 1点	得点
働く習慣を育む	勤勉かつ忠実に働く	学生グループは、勤勉かつ忠実に働くことができた。	学生グループは、勤勉かつ忠実に働くことができた。	学生グループは、勤勉かつ忠実に働けるよう努力した。	
	どのような働きであろうとも正確かつ徹底して行う	学生グループは、どのような働きであっても正確かつ徹底して行うことができた。	学生グループは、自己に与えられた働きを正確かつ徹底した働きをすることができた。	学生グループは、リーダーから指示された働きの内、得意な分野について正確かつ徹底して働けるよう努力した。	
	コミュニティの仲間としての役割を果たす	三育学院で生活する仲間という意識を高く持ち、労作を通してキャンパスを整えることができた。	三育学院で生活する仲間という意識で、労作に取り組むことができた。	コミュニティの仲間という意識にまでは至っていないが役割を果たすことができた。	
能力の思考、行動する	指示されたことをそのまま行うのではなく、よりよい方法を考え効果的かつ効率的に働く	学生グループは、指示されたことを踏まえ、さらによりよい方法を考え効果的かつ効率的に働くことができた。	学生グループは、指示されたことを効果的かつ効率的に働くことができた。	学生グループは、指示されたことを指示された通りに働くことができた。	
	与えられた働きをよく理解し、計画的に実行する	学生グループは、作業内容を十分に理解し、作業手順を考え計画的に働くことができた。	学生グループは、作業内容を理解し、ある程度手順を考えて働くことができた。	学生グループは、働きの内容を理解することはしていなかったが、指示された通り働いた。	
	労作を通して、働く喜び、感謝、自己の存在意義（使命）を考える機会にする	学生グループは、労作を通して働くことの喜びや楽しさを体験し、何のために働くかの意味や意義を理解することができた。	学生グループは、労作を通して、働くことの意味と意義を考える機会となり、楽しみながら取り組むことができた。	学生グループは、働くことの意味や意義を理解することはできていないが、それらを考える機会になった。	
自然に触れ、感じる機会を通	自然の法則（仕組み）と心身の健康を関連付けて学ぶ機会にする	労作教育は、自然の動植物を維持している法則（仕組み）と私たちの心身を維持している法則は同じであることを学ぶ機会になった。	労作教育は、樹木や草花に触れることによって、自然界の仕組みを学ぶ機会になった。	労作教育は、自然に触れる機会を提供しているが、法則（仕組み）をも学ぶためにはさらに工夫が必要である。	
	神様が創られた自然のすばらしさを感じる機会にする	労作教育は、神様が創られた自然のすばらしさを感じる機会となった。	労作教育は、神様が創られた自然のすばらしさを感じる機会となった。	神様と自然を関連づけるためにはさらに工夫が必要である。	
	自然（動植物）に触れる体験によって、自然に対する認識に変化が生まれた	労作教育は、樹木や草花あるいは生物に積極的に触れる機会となり、自然に対する新たな認識が生まれたと考えられる。	労作教育によって、良い意味で動植物に対する認識が変わったと考えられる。	認識の変化を確認することまではできていないと考えられる。	

※ご担当くださった学生の活動の様子を総体的に振り返っていただき、「グループ」として該当する項目に○印を付け、その得点を右端の空欄に記入してください。

### (3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

労作教育充実に向けての新プログラムは2年目を迎えた。2021年度からは、職員の参加を積極的に推し進めている。また、マダニ、ツツガムシなどの害虫の被害を受けないようDEET（虫除けの成分）が高い虫除けなどの導入を検討している。

## A-4. 健康教育の充実

### A-4-① 持続可能な健康教育の浸透

### A-4-② 全人的教育における健康教育の位置づけ及びその有効性

#### (1) A-4 の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

#### (2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### A-4-① 持続可能な健康教育の浸透

本学における健康教育の特質は、健康的なライフスタイルを学修し、キャンパスライフにおいてこれを実践することである。とりわけ食育は本学の特徴のひとつである。健康的なライフスタイルを浸透させ、卒業後も持続可能な健康教育、すなわち自分自身の健康を維持増進すると共に、また周りの人々にも健康的なライフスタイルを啓発するような人物の育成を目指している。

本学が提供する健康的なライフスタイルは「NEW START」と呼ばれる次の8つから成り立っている。

N	Nutrition	(栄養)
E	Exercise	(運動)
W	Water	(水分)
S	Sunshine	(日光)
T	Temperance	(節制)
A	Air	(新鮮な空気)
R	Rest	(休息、睡眠)
T	Trust	(信頼)

本学では健康的なライフスタイルを身につける場として緑に囲まれたこの地を選び、学生のみならず教職員も「NEW START」を実践している。

まず学内では全面的に「禁酒」「禁煙」を実行している。未成年の飲酒、喫煙対策は厚生労働省の「健康日本 21 (第二次)」の健康増進対策にも掲げられており、多くの学生が未成年から成人になる間を過ごす学寮教育の場で、健康を損なう習慣をつけないことが大切だと考えている。また万一そのような習慣があった場合は、カウンセリングや健康相談等の支援を行っている。

健康教育の特徴のひとつである食育は以下の2点により形成されている。

- 1 ベジタリアン食 (卵乳菜食) の提供
- 2 地産地消 (千産千消)

#### A-4-② 全人的教育における健康教育の位置づけ及びその有効性

本学の健康教育は、全人的教育の柱のひとつとして位置づけられている。本学は、そのミッションステートメントに明らかなように、人間を「霊性(spiritus)、知性(mens)、身体(corpus)の統合体として」捉え、健康教育は身体性に深く関わるものとして重要な位置を占めている。

健康的なライフスタイルは学びと寮生活を通じて日々実践され、学生各々が自らの身体を通してその効果を実感し、健康に対する意識を高めている。ウォーキングなど自分に合ったペースで取り組める運動をライフスタイルに組み込む学生の姿は構内でしばしば見られる。

本学の健康教育の特色の一つは、学生へのベジタリアン食の提供にある。学生食堂では、三食ベジタリアン食が提供されている。ベジタリアン食を中心としたライフスタイルが健康に良好であることは、各種の研究に明らかであり本学学生を研究対象としたベジタリアン食の栄養学的研究も行われその効果は実証されている。

#### 【資料】

資料 A-4-1 仲本桂子ベジタリアン食の有用性 2021年5月20日アセンブリー資料

資料 A-4-2 仲本桂子「ベジタリアン食に関するアメリカ・カナダ栄養士会の見解」

ベジタリアンリサーチ Vol. 10, 1-2 (2009 年)

資料 A-4-3 仲本桂子他、「日本人用ベジタリアンフードガイドを用いた栄養教育介入の効果」日本栄養士会雑誌 Vol. 56 No. 4, 2013.

### (3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）

食事は、全人的教育を掲げる本学において、大きなひとつの家族となるための大切なひとときである。孤食している学生も散見するが、食堂に来さえすればお互いにおのずと声をかけて一緒に食事をするほほえましい姿がみられる。

問題点としては、食生活をおろそかにした結果体調を崩し、学びにも影響を与えている学生が少数ではあるが存在する。食堂での喫食数が少ない学生については寮監・健康管理室と連携し、寮内での健康状態を把握し、カウンセリングを含めたフォローアップを行っている。健康ガイダンスで管理栄養士が年 1 回健康講話を行い、週間献立表にメモ欄を加えて健康情報を発信している。

### 【基準 A の自己評価】

本学は、キリスト教教育を全人的教育の土台とし、教養教育、専門教育と共に、学寮教育、労作教育、健康教育によりこれを展開している。全人的教育は、本学在学期間中で完了するものではなく、むしろ土台として卒業後も持続的に一人一人の人生を豊かにするものであり、看護師としてホリスティック・ナーシングケアとその奉仕の精神を通して、広く社会に貢献できるものであると考えている。学生たちがキャンパスライフにおいて全人的教育の意味を経験的に学修し、その重要性を認識するために、全教職員は最大限の努力をしている。

## V. 特記事項

### 1. スピリチュアルケアに心を向けるための教育体制

様々な不安や病を抱えた患者様に対して、ホリスティック・ナーシングケアの精神に基づくケアの実践に必要な基本概念を理解してもらうための体制整備を本学では心がけている。教育体制として、「生の充実」の実現のための重要な側面でもあるスピリチュアルペインに対して、概念だけでなく具体的なケアの立案までを通してホリスティック・ナーシングケアを学生が身に付けられるような顕在的・潜在的カリキュラムを構築し、学生に提供している。

具体的には、看護の発展科目の必修科目として3年次に〈スピリチュアルケア〉が設定されている。この科目が必修単独科目として配置されている看護系大学はほとんどないことから本学を特色づける科目の1つと言える。実習においては〈老年看護学実習〉の中で緩和ケア病棟実習があり、その際に設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教会の牧師による指導を受けるなど、対象者の全人的痛みや家族の苦悩についての学びからスピリチュアルケアについて心を向ける教育機会を提供している。寮における礼拝や全学でのバイブルウイークなど宗教的行事を経験することを素地としながら、寮生活での相互交流から他者との関係性を築くことで、スピリチュアルケアを理念的に学ぶのではなく、経験的に学ぶことができる教育体制があることが本学の特色の一つとなっている。

### 2. 2つのキャンパスでの効果的な学修—豊かな心を育む大多喜キャンパスと確かな知識・技術を磨く東京校舎—

豊かな自然に囲まれた大多喜キャンパスは落ち着いた学びに最適の環境が整っており、入学から2年生の前期までは大多喜キャンパスで主に基礎教育科目、看護学の基本的な知識や技術などを学ぶことになっている。また2年生の後期以降は、都内でも最初に緩和ケア病棟を開設している東京衛生アドベンチスト病院の隣の校舎で、臨床看護師と協働することにより、専門的な学びを深める教育を提供している。

大多喜キャンパスでは、自然の中で豊かな心を育む素地と看護を学ぶ上で必要となる基礎知識を身につけるとともに、併設されている三育学院カレッジ神学科の学生との交流によってスピリチュアルケアの基盤となるキリスト教の精神を学ぶことができる。東京校舎では隣にある系列機関の病院との連携により、看護の専門知識・技術および実践力を養うことができる教育体制をとっており、2つのキャンパスの特徴を活かした効果的な学修提供のための教育環境を整えている。

またホリスティック・ナーシングケアの精神は実体験から学べることが多くあるため、大多喜キャンパス・東京校舎・実習病院での学びだけでなく、国内外を問わず地域・社会・大学と連携した学修である「あなたならではの体験」を積極的に推奨している。そのため看護の発展科目として〈国際看護実習〉が3年次に設定されており、カリキュラム外では高齢者施設・障害者施設・地域保健活動などでボランティア活動ができる多様な環境を設定しており、ホリスティック・ナーシングケアを学ぶ機会を提供している。

Ⅶ. 法令等の遵守状況一覧

第 83 条	○	大学の目的は学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	看護学部を置くことは学則第 4 条に規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は学則第 5 条に規定している。	3-1
第 88 条	○	入学前の既修得単位の認定は学則第 13 条に規定している。	3-1
第 89 条	—	該当なし。	3-1
第 90 条	○	<p>入学資格は学則第 18 条に規定し、以下の通りである。</p> <p>入学できる者は下記の各号の一つに該当し、かつ入学選考に合格した者とする。</p> <p>(1) 高等学校を卒業した者</p> <p>(2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）</p> <p>(3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p>(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>(5) 学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 6 9 条第 3 号の規定により、文部科学大臣の指定した者</p> <p>(6) 大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者</p> <p>(7) 前各号に定める者の他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者</p>	2-1
第 92 条	○	職員組織（本学に学長、教育職員、事務職員及び一般職員を置く）を置くことは学則第 12 章第 47 条に規定している。	4-1 4-2
第 93 条	○	教授会を置くことは学則第 93 条に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与はディプロマシーに従い、学則第 34 の規定に沿って授業している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	自己点検評価は学則第 2 条で規定し、またその公表は学則第 3 条に規定している。	6-2
第 113 条	○	情報の提供は学則第 3 条に規定している。	3-2
第 114 条	○	職員（教員・職員）組織を置くことは第 92 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学士課程在学した者の編入学は学則第 22 条、再入学は第 23 条、転入学は第 24 条に規定している。	2-1
第 132 条	○	学士課程在学した者の編入学は学則第 22 条、再入学は第 23 条、	2-1

三育学院大学

		転入学は第 24 条に規定している。	
--	--	--------------------	--

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	一から八は学則に適正に規定している。なお、九の寄宿舎は、本学は学寮教育を行ったおり、本学の全人的教育の特色であり、学則第 6 章第 16 条及びその細則（Ⅱ－５）に学寮の教育を規定している。	3-1 3-2
第 24 条	○	「学籍簿」「成績通知表」「健康診断結果」などにより保管している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	合理的配慮を要する学生は、学内専用ファイル（Group Session）に情報を共有し配慮している。また、懲罰は学則第 70 条に規定している。	4-1
第 28 条	○	三育学院大学の総務課において管理している。	3-2
第 143 条	—	本学は代議員会を置いていない。	4-1
第 146 条	○	受け入れとしているが、現在まで実例がない。	3-1
第 147 条	—	本学では早期卒業を認めていない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	本学では早期卒業を認めていない。	3-1
第 150 条	○	入学資格は学則第 18 条に規定し、以下の通りである。 入学できる者は下記の各号の一つに該当し、かつ入学選考に合格した者とする。 （１）高等学校を卒業した者 （２）通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む） （３）外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 （４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 （５）学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 6 9 条第 3 号の規定により、文部科学大臣の指定した者 （６）大学入学資格検定規程（昭和 2 6 年文部省令第 1 3 号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者 （７）前各号に定める者の他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者	2-1
第 151 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 152 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1

三育学院大学

第 153 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 154 条	—	本学では飛び入学を認めていない。	2-1
第 161 条	—	本学は、短期大学の編入学を認めていない。	2-1
第 162 条	○	本学は、学士課程に在学した者だけ転入学を認めている。	2-1
第 163 条	○	学年・学期の始期及び終期は学則第 67 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	本学は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、入試要項、履修要項などに公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価は学則第 2 条に規定し、適切に実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究に関する情報の公表は学則第 3 条に規定しており、それに従って、大学ホームページに情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書及び学位の授与は学則第 34 条に沿って実施している。	3-1
第 178 条	—	該当しない。	2-1
第 186 条	—	該当なし。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第 2 条	○	学部の目的は学則第 1 条に規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	合格者の決定及び学生募集要項により入学者選抜区分及び実施体制を明示し、入試委員会、教授会及び学長のリーダーシップにおいて、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を学則第 21 条に規定し、実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会には教員及び事務職員により構成しており、教職連携協働のもと大学全体を効果的に運営している。	2-2
第 3 条	○	設置基準に従って適正に運営している。	1-2
第 4 条	○	職員組織（教員と職員）が教育研究を適切に運営できるよう学則第 47 条に規定している。	1-2
第 5 条	—	学科に代わる課程を設置していない。	1-2

三育学院大学

第 6 条	—	学部以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は設置基準を満たしている。	4-2
第 10 条	○	授業科目は専任教員が担当することを基本とするが、専門性の高い内容については非常勤教員が実施している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	専任教員のごく一部は 5 年以上の経験を有していないため、隣接の系列病院でなるべく臨床経験を積むよう推奨している。また、各教員は専門により教育課程を適切に担当している。	3-2
第 11 条	○	全員が授業を担当している。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の教員はすべて本学に限りの専任教員である。	3-2 4-2
第 13 条	○	設置基準を満たしており、適正に運営している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の選任は学則第 48 条及び規程Ⅱ-12に学長の要件を規定している。	4-1
第 14 条	○	三育学院大学教員資格審査基準Ⅱ-10-1にて教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	三育学院大学教員資格審査基準Ⅱ-10-1にて准教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	三育学院大学教員資格審査基準Ⅱ-10-1にて講師の資格を規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	三育学院大学教員資格審査基準Ⅱ-10-1にて助教の資格を規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	三育学院大学教員資格審査基準Ⅱ-10-1にて助手の資格を規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	本学の収容定員は教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他教育上の諸条件を考慮し、学則第 4 条（学部、学科、入学定員及び収容定員）に規定している。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め編成している。	3-2
第 19 条の 2	○	カリキュラム・ポリシーを定め、教養科目も含めて編成している。	3-2
第 20 条	○	カリキュラム・ポリシーを定め編成している。	3-2
第 21 条	○	授業科目及び単位数、必修科目、選択科目、自由科目が詳細に学則第 7 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	授業期間は年間 35 週として学則第 65 条に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は単位数で計算し、実施しており、学則第 9 条に規定している。	3-2
第 24 条	○	授業は、教務委員会の方針に基づき、教育効果を考慮し、適切な人	2-5

三育学院大学

		数で実施している。	
第 25 条	○	教育効果を考慮し、授業は講義、演習、実習もしくはこれらの併用で実施し、シラバスで明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 及び SD 委員会は教職員の資質の向上のために、それぞれⅡ-20-5 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程及びⅢ-25 職員研修 規程の趣旨に沿って適宜に研修会を開催するよう規定している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	学部は該当しない。	3-2
第 27 条	○	シラバスで定めている基準に沿って単位を授与している。	3-1
第 27 条の 2	○	1学期26単位を上限として、教務規程第14条の履修登録で規定して いる。	3-2
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等における学修は 60 単位まで認めるとして学則第 11 条で規定している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修における授業科目の履修等は 60 単位まで認めるとして学則第 12 条で規定している。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の認定は60 単位までとして学則第 13 条で規定 している。	3-1
第 30 条の 2	—	学部では長期履修を認めていない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生は学則第 36 条で規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件は学則第 33 条で規定している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	環境や休息、その他の空地は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	校舎や運動場及び体育館は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は 54, 451 m <sup>2</sup> であり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は 7, 352 m <sup>2</sup> であり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書や雑誌等は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当しない	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない	2-5
第 40 条	○	教育研究に必要な機械、器具等は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	○	二校地ごとの施設・設備は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究に必要な施設・設備の経費を確保し、一層の充実を図って いる。研究支援のために個人研究費のほかに共同研究費を整えてい る。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名は大学の教育理念にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	事務組織は事務処理に適正な配置をしている。	4-1 4-3

三育学院大学

第 42 条	○	学生委員会と学生課が福利厚生支援を行っている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	本学のキャリア教育は教育課程内で必要な能力の育成に努めることを主とし、卒業後の資質向上等に向けたガイダンスを学生委員会を中心となって進めている。	2-3
第 42 条の 3	○	学年担任、学生委員会、学生課、就職支援が連携して学生の社会的及び職業的支援を行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない	2-5
第 48 条	—	該当しない	2-5
第 49 条	—	該当しない	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない	4-2
第 57 条	—	該当しない	1-2
第 58 条	—	該当しない	2-5
第 60 条	—	本学は新たな大学等、薬学の課程の設置は行わない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 34 条で、学士の学位授与要件を規定している。	3-1
第 10 条	○	学士（看護学）として適切な名称を付記し、適正に授与している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則に則り、教育課程、履修方法、卒業要件及び学位などについて規定しており、学則を文部科学省に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目

三育学院大学

第 24 条	○	自己点検評価を実施し、教育の質向上に繋げている。大学のホームページ上で情報を公開している。	5-1
第 26 条の 2	○	理事、評議員、監事は特別な利益を供与していない。(大学役職者の報酬は本学の給与体系により支給される)	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為は大多喜キャンパスと東京校舎の事務室に備え、閲覧できるようにしている。	5-1
第 35 条	○	役員は法令に従い適正に選任している。 (現員：理事 13 名、監事 2 名)	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人三育学院と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 14 条に基づき、適正に開催している。	5-2
第 37 条	○	理事長、理事及び監事は、その職務を適正に務めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員は寄附行為第 6 条及び第 11 条に基づき、適正に選任している。	5-2
第 39 条	○	監事は理事、評議員または学校法人の職員を兼ねていない。	5-2
第 40 条	○	適正に補充している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条に基づき、適正に開催している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条及び第 22 条に基づき、評議員会へ意見を聴き、または議決を行っている。	5-3
第 43 条	○	評議員会は適正に意見表明等を行っている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 18 条に基づき、適正に選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為に役員の実務責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為に役員の実務責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為に役員の実務責任について定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為に規定の準用について定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は適正に行っている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算、事業計画、中期計画は適正に作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	理事長は、決算及び事業実績を適正に評議員会に報告している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等を作成し、閲覧体制を整えている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条にて、役員は無報酬と定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は法令に従っている。	5-1
第 63 条の 2	○	法令及び寄附行為第 36 条に基づき、公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的は大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 100 条	○	看護学研究科を置いている。	1-2
第 102 条	○	本大学院の入学資格を大学院学則第 22 条にて下記の通り規定している。 (1) 学校教育法第 83 条の大学を卒業した者 (2) 学校教育法 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者 (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者 (4) 文部科学大臣の指定した者 (5) 看護師・保健師のいずれかの免許を有し、3 年以上の看護関連の実務経験を有する者 (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	本大学院の入学資格を大学院学則第 22 条にて規定している。	2-1
第 156 条	○	本大学院の入学資格を大学院学則第 22 条にて規定している。	2-1
第 157 条	—	該当なし。	2-1
第 158 条	—	該当なし。	2-1
第 159 条	—	該当なし。	2-1
第 160 条	—	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準を遵守し設置している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	目的を大学院学則に規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	教学委員会規程に基づき適正に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	各委員会は教員と職員により組織され、教職協働し運営している。	2-2
第 2 条	○	本学大学院の課程は修士課程である。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。	1-2

三育学院大学

第3条	○	本大学院の修業年限は大学院学則第6条に規定している。	1-2
第4条	—	該当なし。	1-2
第5条	○	本大学院の研究科は大学院学則第5条に規定している。	1-2
第6条	○	本大学院の研究科の専攻は大学院学則第5条に規定している。	1-2
第7条	○	本学学部（看護学部）と研究科（看護学研究科）は同じ看護分野の課程であり、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	研究目的に沿って適正に教員配置を行っている。	3-2 4-2
第9条	○	第9条に定める資格を有する教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	専攻単位で収容定員を定めており、入学者を適切に管理している。	2-1
第11条	○	カリキュラム・ポリシーを定め適正に行っている。	3-2
第12条	○	大学院の授業科目及び履修方法は大学院学則第15条及び別表に規定している。	2-2 3-2
第13条	○	専任教員により適正に研究指導している。	2-2 3-2
第14条	○	昼夜開講を実施している。	3-2
第14条の2	○	シラバスを作成し、明確に示している。	3-1
第14条の3	○	本学ではFD・SD委員会を設置し、定期的な研修会、公開授業などを行っている。	3-3 4-2
第15条	○	各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修、並びに入学前の既修得単位等の認定については大学院学則に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	課程修了要件を大学院学則第18条に規定されている。	3-1
第17条	—	該当なし。	3-1
第19条	○	大学院専用の教室、研究室を適切に設置している。	2-5
第20条	○	適切に備えている。	2-5
第21条	○	適切に備えている。	2-5
第22条	○	学内施設等については学部と共用している。	2-5
第22条の2	○	適切に備えている。	2-5
第22条の3	○	教育研究の目的達成に必要な経費を配分している。	2-5 4-4

三育学院大学

第 22 条の 4	○	適切な名称である。	1-1
第 23 条	—	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。	2-5
第 30 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条	○	大学院に関する事務を事務局が担当している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当なし。	2-3
第 42 条の 3	—	該当なし。	2-4
第 43 条	○	SD 研修を実施し職員の能力の向上を図っている。	4-3
第 45 条	—	該当なし。	1-2
第 46 条	—	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	1-2
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-2 4-2

三育学院大学

第5条	—	該当なし。	3-2 4-2
第6条	—	該当なし。	3-2
第6条の2	—	該当なし。	3-2
第7条	—	該当なし。	2-5
第8条	—	該当なし。	2-2 3-2
第9条	—	該当なし。	2-2 3-2
第10条	—	該当なし。	3-1
第11条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし。	3-2
第13条	—	該当なし。	3-1
第14条	—	該当なし。	3-1
第15条	—	該当なし。	3-1
第16条	—	該当なし。	3-1
第17条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当なし。	2-1
第20条	—	該当なし。	2-1
第21条	—	該当なし。	3-1
第22条	—	該当なし。	3-1
第23条	—	該当なし。	3-1
第24条	—	該当なし。	3-1
第25条	—	該当なし。	3-1
第26条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	該当なし。	3-1
第28条	—	該当なし。	3-1

三育学院大学

第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	—	該当なし。	3-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	本大学院の課程を修了した者に対し、修士（看護学）の学位を授与するものとしている。（大学院学則第 20 条）	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-1
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 12 条	—	該当なし。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	3-2
第 3 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当なし。	3-2
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 6 条	—	該当なし。	3-1
第 7 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	2-5
第 11 条	—	該当なし。	2-5
第 12 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし。	6-2 6-3

## Ⅶ. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人 三育学院寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	三育学院大学 大学案内（2022 年度）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	三育学院大学学則、三育学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	学生募集要項（2021 年度版）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生ハンドブック（2021 年度）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2021 年度事業計画書	

三育学院大学

【資料 F-7】	事業報告書	
	2020 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大多喜キャンパスへのアクセス、キャンパス案内図 東京校舎アクセス、東京校舎平面図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧及び規程集（電子データ）	
	三育学院大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況	
	理事・評議員・監事名簿、理事会・常任理事会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、2019 年度、2020 年度財務計算書類、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要項（2020 年度以降入学生）、履修要項（2019 年度以前入学生）、シラバス（1～4 年生科目）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三育学院大学アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	令和 2 年度設置に係る設置計画履行状況報告書	
	令和 2 年度大学等設置に係る寄付行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 26 年度再評価 自己点検評価書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学生ハンドブック p7	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-2】	学生ハンドブック p9	【資料 F-5】 参照
【資料 1-1-3】	三育学院大学パンフレット	【資料 F-2】 参照
【資料 1-1-4】	Self-study Report for Saniku Gakuin College 2019, p. 10	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 2（2020）年度事業計画、事業計画	【資料 F-6】 参照
【資料 1-2-2】	学生ハンドブック p7	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-3】	履修要項 p1	【資料 F-12】 参照
【資料 1-2-4】	三育学院大学ホームページ（三育学院大学の概要＞ミッションステートメント）	
【資料 1-2-5】	三育学院大学パンフレット	【資料 F-2】 参照
【資料 1-2-6】	学校法人三育学院 三育学院大学 第二次中期（経営改善）計画 2018(平成 30)年度～2022(令和 4)年度 【5 ヶ年計画】	
【資料 1-2-7】	学生ハンドブック p7-8	【資料 F-5】 参照
【資料 1-2-8】	学校法人三育学院 寄附行為 第 2 章 第 3 条	【資料 F-1】 参照
【資料 1-2-9】	規程集 I-3 運営組織図	【資料 F-9】 参照
【資料 1-2-10】	規程集 II-19 教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 1-2-11】	規程集 II-20-5 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 1-2-12】	規程集 II-20-9 スタッフ・ディベロップメント委員会規程	【資料 F-9】 参照

三育学院大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	三育学院大学ホームページ（入試情報>アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-2】	三育学院大学パンフレット	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-3】	2021 年度学生募集要項入学ガイド p2	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-4】	三育学院大学面接入学試験質問参考例	
【資料 2-1-5】	令和 2（2020）年度三育学院大学オープンキャンパス・ちらし	
【資料 2-1-6】	令和 2（2020）年度三育学院大学オープンキャンパス・プログラム	
【資料 2-1-7】	学部、学科別在籍者数	【表 2-1】 参照
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 3（2021）年度三育学院大学委員会体制	
【資料 2-2-2】	学修センタープログラム計画	
【資料 2-2-3】	修学に関する合理的配慮について	
【資料 2-2-4】	修学に関する合理的配慮申請書	
【資料 2-2-5】	Google Classroom の資料	
【資料 2-2-6】	退学、休学、留年の資料	【表 2-3】 参照
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	【年度末報告書】2020 年度国家試験対策委員会	
【資料 2-3-2】	新年度オリエンテーション（国家試験対策ガイダンス）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	PCR 等検査および可能性の対応	
【資料 2-4-2】	学生向け感染対策マニュアル	
【資料 2-4-3】	カウンセリングおよび学生相談のご案内（2021 年度）	
【資料 2-4-4】	ハラスメント防止に関する規程	
【資料 2-4-5】	2019 年度ハラスメント委員会報告（年報からの抜粋）	
【資料 2-4-6】	新年度オリエンテーション（就職ガイダンス）	【資料 2-3-2】 参照
【資料 2-4-7】	奨学金募集一覧表	
【資料 2-4-8】	新型コロナ追加奨学金	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	アクセスマップ・キャンパスマップ	【資料 F-8】 参照
【資料 2-5-2】	2020 年度基礎看護学実習Ⅱ要項 p3	
【資料 2-5-3】	2020 年度領域別看護学実習要項	
【資料 2-5-4】	2020 年度精神看護学実習要項 p4	
【資料 2-5-5】	2020 年度公衆衛生看護学実習 p8, 13, 32, 36.	
【資料 2-5-6】	附属図書館利用規程	
【資料 2-5-7】	図書館貸し出し規程	
【資料 2-5-8】	2021 年度前期時間割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度 授業評価見本	
【資料 2-6-2】	2020 年度 授業評価アンケート	
【資料 2-6-3】	2020 年度 実習評価アンケート	
【資料 2-6-4】	2020 年度 授業評価アンケート結果見本	

三育学院大学

【資料 2-6-5】	カリキュラム評価に関するアンケート結果	
【資料 2-6-6】	2020 年度 1 年生大多喜キャンパスでの生活に関する調査結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	学生ハンドブック (p5-8)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-2】	履修要項 (2019 年度以前入学生 : p2、2020 年度以降入学生 p3)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-3】	大学ホームページ (ディプロマ・ポリシー) <a href="https://www.saniku.ac.jp/">https://www.saniku.ac.jp/</a>	
【資料 3-1-4】	2017 年度第 14 回教授会議事録	
【資料 3-1-5】	三育学院大学学則 (第 10 条、第 33 条)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-6】	学生ハンドブック (p31-32)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-7】	履修要項 (2019 年度以前入学生 p19、31、2020 年度以降入学生 p29-30、41)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-8】	履修要項 (2020 年度以降入学生 p31)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-1-9】	三育学院大学学則 (第 9 条)	【資料 F-3】 参照
【資料 3-1-10】	学生ハンドブック (p28, p31)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-1-11】	履修要項 (2019 年度以前入学生 p32、2020 年度以降入学生 p42)	【資料 F-12】 参照
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-2】	2017 年度第 14 回教授会議事録 (再掲)	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-2-3】	2020 年度第 1 回教授会議事録	
【資料 3-2-4】	学生ハンドブック (p7-8)	【資料 F-5】 参照
【資料 3-2-5】	履修要項 (2020 年度以降入学生 p2)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-6】	履修要項 (2019 年度以前入学生 p6、2020 年度以降入学生 p8-9)	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-7】	FD 資料	
【資料 3-2-8】	大学ホームページ : 学生生活 <a href="https://www.saniku.ac.jp/">https://www.saniku.ac.jp/</a>	
【資料 3-2-9】	トランディッション資料	
【資料 3-2-10】	2020 年度 第 1 回 第 2 回東京衛生アドベンチスト病院実習指導者連絡会議事録	
【資料 3-2-11】	HP お知らせ : 看護教育ボランティア授業紹介 <a href="https://www.saniku.ac.jp/">https://www.saniku.ac.jp/</a>	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	2020 年度授業評価アンケート	【資料 2-6-2】 参照
【資料 3-3-2】	カリキュラム評価に関するアンケート結果	【資料 2-6-5】 参照

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	学校法人三育学院 寄附行為 第 2 章 目的第 3 条	【資料 F-1】 参照
【資料 4-1-2】	規程集 II-17 運営委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-3】	規程集 II-19 教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-4】	規程集 I-3 三育学院大学運営組織図	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-5】	三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻 (修士課程) 認可書	
【資料 4-1-6】	規程集 II-17 運営委員会規程	【資料 F-9】 参照

三育学院大学

【資料 4-1-7】	規程集Ⅱ-19 教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-1-8】	規程集Ⅰ-3 三育学院大学運営組織図	【資料 F-9】 参照
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和3(2021)年5月1日における専任教員の職位・領域別配置(学部)	
【資料 4-2-2】	規程集Ⅱ-10 三育学院大学教員人事審議会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-3】	規程集Ⅱ-10-1 三育学院大学教員資格審査基準	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-4】	規程集Ⅱ-10-2 三育学院大学教員資格審査内規	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-5】	令和3(2021)年5月1日における専任教員の年齢構成(学部)	
【資料 4-2-6】	令和3(2021)年5月1日における専任教員の二校地別の配置(学部)	
【資料 4-2-7】	規程集Ⅱ-20-5 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 4-2-8a, b】	令和2(2020)年度実施したFD研修会・研究懇話会一覧	
【資料 4-2-9】	成人看護学実習Ⅱ ループリック評価表(2019)	
【資料 4-2-10】	老年看護学実習Ⅱ ループリック評価表(2019)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人三育学院 三育学院大学 ハラスメント防止研修	
【資料 4-3-2】	公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 フレッシュマン研修	
【資料 4-3-3】	規程集Ⅱ-27-4 三育学院大学職員研修費規程	【資料 F-9】 参照
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学院設置に伴う図書購入リスト	
【資料 4-4-2】	三育学院深沢記念図書館ホームページ： <a href="https://saniku-lib.opac.jp/opac/Top">https://saniku-lib.opac.jp/opac/Top</a>	
【資料 4-4-3】	三育学院大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-4】	三育学院大学研究倫理審査申請手順	
【資料 4-4-5】	三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン	
【資料 4-4-6】	三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン(要約版)	
【資料 4-4-7】	三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン	
【資料 4-4-8】	三育学院大学教員研究費補助規程	
【資料 4-4-9】	看護学部研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン	
【資料 4-4-10】	研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン	
【資料 4-4-11】	三育学院大学学内共同研究費助成規程	
【資料 4-4-12】	三育学院大学研究推進委員会規程	
【資料 4-4-13】	2020年度研究推進委員会活動報告 P2~P4	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人三育学院寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	三育学院大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 5-1-3】	規程集Ⅳ-26-1 利益相反または職務相反に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-4】	規程集Ⅱ-24 公益通報等に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-5】	規程集Ⅱ-25 ハラスメント防止に関する規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-6】	臨地実習要項【基本事項】 XII. 災害発生時の対応	
5-2. 理事会の機能		

三育学院大学

【資料 5-2-1】	学校法人三育学院寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-2】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況	【資料 F-10】 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	三育学院大学学則 第 54 条、第 59 条	【資料 F-3】 参照
【資料 5-3-2】	規程集Ⅱ-17 運営委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-3-3】	規程集Ⅱ-19 教授会規程	【資料 F-9】 参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人三育学院 三育学院大学 第 2 次中期（経営改善）計画	【資料 1-2-6】 参照
【資料 5-4-2】	学校法人三育学院財務計算書類	【資料 F-11】 参照
【資料 5-4-3】	三育学院大学事業活動収支の推移（2016-2021 年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	規程集Ⅳ-3 学校法人三育学院経理規程	【資料 F-9】 参照
【資料 5-5-2】	規程集Ⅳ-3-1 経理規程内規	【資料 F-9】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	建学の精神・教育理念	【資料 F-5】 参照
【資料 6-1-2】	三育学院大学学則 2 条	【資料 F-3】 参照
【資料 6-1-3】	規程集Ⅱ-1 自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-1-4】	2020 年度三育学院大学学部教授会議事録（報告事項 0728-1）	
【資料 6-1-5】	2020 年学生ハンドブック組織図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2015-2019 授業評価アンケート	
【資料 6-2-2】	2015-2019 実習評価アンケート	
【資料 6-2-3】	2020 年度第 2 回教授会議事録（4 ページ）	
【資料 6-2-4】	2021（令和 3）年三育学院大学年報発刊に関する規程	
【資料 6-2-5】	Self-study Report for Saniku Gakuin College 2019, p. 10	【資料 1-1-4】 参照
【資料 6-2-6】	2020 年度第 6 回 FD 研修評価アンケート	
【資料 6-2-7】	2020 年度 4 年生模試結果に関する分析	
【資料 6-2-8】	入学時テスト結果と GPA の相関分析（2017-2019 年度生）	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2020 年度看護学科 1 年生用履修要項（p2-4）、2020 年度看護学科 2 年生以上履修要項（p2-3）	
【資料 6-3-2】	2020 年度大学院履修要綱（p5-6）	
【資料 6-3-3】	規程集Ⅱ-20-2 三育学院大学看護学部教務委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-3-4】	規程集Ⅱ-19 教授会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-3-5】	規程集Ⅱ-17 運営委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-3-6】	年報_2019	
【資料 6-3-7】	規程集Ⅱ-1 自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】 参照
【資料 6-3-8】	2019 第 2 回教務委員会議事録	
【資料 6-3-9】	2019 年度第 2 回看護学部教授会議事録	
【資料 6-3-10】	三育学院大学学則（別表第 1、別表第 2）	【資料 F-3】 参照
【資料 6-3-11】	三育学院大学大学院看護学研究科看護学専攻（M）〔認可〕設置計画履行状況報告書	

三育学院大学

基準 A. 全人的教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. キリスト教教育		
【資料 A-1-1】	学生ハンドブック p56-57	【資料 F-5】 参照
【資料 A-1-2】	バイブルウイークプログラム、役割担当表	
【資料 A-1-3】	朝礼担当表	
【資料 A-1-4】	「聖書は語り続けています」セブンスデー・アドベンチスト教会 紹介パンフレット、ポスター	
A-2. 学寮教育の充実		
【資料 A-2-1】	学寮規程 学生ハンドブック p62-64	【資料 F-5】 参照
【資料 A-2-2】	令和 2 (2020) 年度 大多喜キャンパスでの生活に関する調査 結果	
【資料 A-2-3】	ミルテ寮役員マニュアル 2020	
【資料 A-2-4】	オンライン保護者会(1 年生)寮監によるプレゼンテーション資 料	
【資料 A-2-5】	2020 年度三育学院大学ミルテ寮 評価基準表	
【資料 A-2-6】	ミルテ寮 2021 年度 寮のしおり	
A-3. 労作教育の充実		
【資料 A-3-1】	2021 年度 労作教育プログラム運用ハンドブック	
【資料 A-3-2】	2021 年度 学生ハンドブック p6	【資料 F-5】 参照
A-4. 健康教育の充実		
【資料 A-4-1】	仲本桂子ベジタリアン食の有用性 2021 年 5 月 20 日アセンブ リー資料	
【資料 A-4-2】	仲本桂子「ベジタリアン食に関するアメリカ・カナダ栄養士会 の見解」ベジタリアンリサーチ Vol. 10, 1-2 (2009 年)	
【資料 A-4-3】	仲本桂子他、「日本人用ベジタリアンフードガイドを用いた栄 養教育介入の効果」日本栄養士会雑誌 Vol. 56 No. 4, 2013.	